

令和 3 年

第 5 回美濃市議会定例会会議録

令和 3 年 11 月 29 日 開会

令和 3 年 12 月 20 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和 3 年第 5 回美濃市議会定例会会議録目次

	ページ
第 1 号 (11月29日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
承第 9 号・議第72号 (総務部長 瀬瀬敬久君)	5
休憩	7
再開	7
質疑	7
委員会付託省略 (承第 9 号・議第72号)	7
討論	7
議案の採決	7
議案の上程	8
議案の説明	
議第73号 (総務部長 瀬瀬敬久君)	8
議第74号・議第79号・議第80号・議第81号・議第82号 (民生部長 (福祉事務所長) 小森 誠君)	10
議第75号 (美濃病院事務局長 林 信一君)	12
議第76号・議第77号 (秘書課長 高橋保雄君)	12
議第78号 (教育次長兼教育総務課長 井上博司君)	13
散会の宣告	14
会議録署名議員	15
第 2 号 (12月13日)	
議事日程	17

本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
会議録署名議員の指名	19
議第73号から議第82号まで	19
質疑	19
委員会付託（議第73号から議第82号まで）	19
市政に対する一般質問	20
1 辻 文男議員	20
1. 以安寺山整備事業と町並みにおける里山について	20
① これまでの進捗状況はどのようなか。	
② 展望台建設に至った経緯と市民の声はどのようなか。	
③ 寄付金が原資であるが、今後の財政面の対応はどのようなか。	
④ 以安寺山整備事業の最終形はどのようなか。	
⑤ 中心市街地における小倉山、以安寺山、愛宕山に対する位置付けや、今後の 取り組みはどのようなか。	
2. リモート会議の活用について	28
① リモート会議の開催実績はどのようなか。	
② リモート会議の開催の課題はどのようなか。	
③ リモート会議を定期的に行うべきかと考えるがいかがか。	
休憩	32
再開	32
2 須田盛也議員	32
1. 学校に導入した児童生徒用タブレット端末の活用について	32
① 学校教育におけるタブレット端末活用の考え方はどのようなか。	
② 本年度の活用について、その成果と課題はどのようなか。	
2. コロナ禍における学校教育について	35
① 本年度の運動会や修学旅行等の学校行事の実施状況はどのようなか。	
② 不登校児童生徒や教室に入れない児童生徒の状況と対応はどのようなか。	
③ コロナ禍における学校教育について、教育長として大切にしてきたことはど のようなことか。	
3 永田知子議員	38
1. 子ども福祉について	38

①	どのような経緯を経て健康福祉課が、福祉子ども課と高齢福祉保険課の二つに分けられたのか。	
②	過去5年間の子どもに関する相談件数と相談内容にはどのようなものがあるか。	
③	子育て世代支援サービスの充実を図る「留守家庭児童教室」の過去3年間の利用者数の推移はどのようなか。	
④	市内の小中学校では、生理用品に困っている児童生徒の対応はどのようなか。	
⑤	ヤングケアラーについて実態調査をする考えはないか。	
2.	社会的ひきこもりについて	44
①	ひきこもりの方がいる高齢者世帯の相談はどのようなか。	
②	市独自でひきこもりに関する状況調査はできないか。	
休憩		47
再開		47
4	松嶋哲也議員	47
1.	市内の事業者に対する商品開発・技術開発の促進及び支援について	48
①	本市において、市内事業者への商品開発・技術開発に対するこれまでの支援はどのようなか。	
②	市内事業者において、商品開発・技術開発を目的とした岐阜県産業技術総合センターの利用状況はどのようなか。	
③	商品開発・技術開発を目的として、岐阜県産業技術総合センターの利活用を促進すべきと考えるが、市内事業者への周知と働きかけについての考えはどのようなか。	
④	市内事業者に対する商品開発・技術開発の促進と支援について、市の考えはどのようなか。	
5	服部光由議員	52
1.	美濃市健康文化交流センターの施設利用について	52
①	駐車料金体系の変更はできないか。	
②	設置条例で規定する加算料金はどのようなか。	
③	利用団体への補助金はどのようなか。	
2.	原油価格の高騰対策について	55
①	原油価格の高騰に対する福祉灯油の補助はできないか。	
3.	国民健康保険税について	56
①	国民健康保険税の均等割に対して美濃市独自の軽減助成はできないか。	
散会の宣告		57
会議録署名議員		58

第 3 号 (12月20日)

議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
説明のため出席した者	60
職務のため出席した事務局職員	60
開議の宣告	61
会議録署名議員の指名	61
議案の上程	61
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君	61
民生教育常任委員会委員長 須田盛也君	62
委員長報告に対する質疑	63
討論	63
議案の採決	64
休憩	65
再開	65
議案の上程	66
議案の説明	
議第83号(総務部長 瀨瀬敬久君)	66
議第84号(秘書課長 高橋保雄君)	66
市議第7号(1番 松嶋哲也君)	67
休憩	67
再開	67
質疑	67
委員会付託省略(議第83号・議第84号・市議第7号)	68
討論	68
議案の採決	68
閉会の宣告	68
市長挨拶	68
会議録署名議員	71
総務産業建設常任委員会審査報告書	72
民生教育常任委員会審査報告書	72

美濃市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和3年11月29日に令和3年第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和3年11月22日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

令和3年度美濃市一般会計補正予算（第7号）

1、令和3年度美濃市一般会計補正予算（第8号）

1、令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）

1、令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1、令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）

1、美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

1、美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について

1、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1、美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1、美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和 3 年 11 月 29 日

令和 3 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 11 月 29 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 9 号 専決処分の承認について
令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 4 議第 72 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 5 議第 73 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 6 議第 74 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 75 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第 76 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 77 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 78 号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 79 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議第 80 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議第 81 号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議第 82 号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 14 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	島田昌紀君	総務部長	瀬瀬敬久君
民生部長 (福祉事務所長)	小森誠君	産業振興部長	永田幸泰君
建設部長	伊藤篤君	会計管理者兼 会計課長	篠田博史君
教育次長兼 教育総務課長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君	建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	西部睦人君	秘書課長	高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局次長	辻美鶴
議会事務局 議事調査係長	内藤佳奈子		

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今期定例会は、美濃和紙の日とちなみ、美濃和紙議会と銘打ち開催いたします。どうか慎重に御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内のマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にはアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行させていただきます。

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政進展のため、議員活動に御尽力されましたことに対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。晩秋から初冬へ季節は移り変わり、紅葉の葉も落ち、木々は冬支度をし、間もなく本格的な冬を迎えようとしています。

平成26年11月27日に、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されました。毎年11月27日を美濃和紙の日として制定しているところでございます。議会の御支援、御協力の下、毎年12月議会を美濃和紙議会として、紙衣を着用するとともに、議場を和紙花で装飾し、心を和ませていただいております。また、広く市内外にもPRをいただいていることに対しまして感謝を申し上げたいと思います。

今、この議場に入ってきましたら、何か赤穂浪士の討ち入りだなあと、こんな思いで非常に面白いなあと思いながら、この議場を見ました。すばらしい和紙花が飾ってありまして、これを作られた方々の思いがしみ渡るなあと、こんな思いであります。

さて、この令和3年を振り返ってみますと、やはり新型コロナウイルス感染症の対策に終始をしました1年でありました。この未知のウイルスは、今もなお変幻自在に形を変え、我々人類を脅かし続けております。ヨーロッパやロシアにおきましては、再拡大が危惧されているところでありますが、日本では5月の連休後に第4波を迎え、続けて8月には第5波

の局面を迎えました。感染拡大時には緊急事態宣言など、国や県の方針に従い、市民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、3密回避などの基本的な感染予防対策や、外出の自粛、飲食店の時間短縮営業などに御協力いただき、誠にありがたく思っております。あわせて、美濃市におきましては感染爆発やクラスターの発生となるような状況にはならなかったことに対しまして、感謝を申し上げたいと思います。

一方、ワクチンの集団接種は、5月8日の高齢者向け接種を皮切りに、7月には一般の方々の接種を開始し、11月27日をもって大きなトラブルもなく終了したところであります。その結果、昨日現在の数字で1万6,315人の方が2回目の接種を終え、接種率は89.6%となりました。この間、ワクチン接種に携わっていただきました多くの医師、看護師、関係者の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、2月からは、接種後8か月を経過した皆様に3回目の接種を予定しているところであります。今後、各方面と調整しながら万全を期してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍でありましたけれども、夏には東京オリンピック・パラリンピックの両大会が開催され、自国での開催ということもあり、多くの日本人が活躍し、感動を覚えたところでもあります。また、入賞者には美濃手すき和紙で作られた表彰状が渡され、その技術を世界中に発信することができたと存じます。今後もこれを基にさらなる発信を続けていきたいと存じます。

11月10日、岸田内閣は、その基本方針の中で、新型コロナウイルス対策、新しい資本主義の実現、国民を守り抜く外交・安全保障、危機管理の徹底、東日本大震災からの復興、国土強靱化の5つの政策に取り組むことを発表し、中でも、新型コロナウイルス対策は最悪の事態を想定し、医療提供体制の確保とともに、国民生活を支え、事業者が先を見通せるよう速やかに経済対策を講じることとしました。いずれにしましても、成長と分配の好循環を目指し、スピード感を持って各種の施策に取り組むとされ、11月26日には経済対策やその他の支出を含め、35兆9,000億円に上る一般会計補正予算が閣議決定をされました。そのポイントとしましては、所得制限つきで18歳以下の子供がいる世帯に1人当たり10万円相当の給付を行うなどの生活支援、看護師や介護士、保育士らの賃上げの政府主導での実施、また新型コロナで打撃を受けた中小企業に最大250万円を支給する事業復活支援金などが予定されています。

市としましても常に情報のアンテナを立て、遅滞なく対応できるよう、各課が準備を整えているところでございます。

さらに、以前からの課題である地方創生や人口減少対策は緊迫している状況であり、地域の実情に合わせたきめ細やかな子育て支援や、新たな雇用創出につながる具体的な施策を進めていく必要があると考えています。今後も国や県の情報を十分把握しながら、職員とともに地域の活性化のため、一丸となって取り組んでまいりますので、御支援、御協力を賜りたいと思います。

さて、今定例会に審議をお願いいたします案件は、専決処分が1件、補正予算が4件、条

例改正が7件の合計12件でございます。慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから令和3年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時09分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から、報第7号、報第8号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 豊澤正信君、5番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間と決定いたしました。

第3 承第9号及び第4 議第72号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、承第9号及び日程第4、議第72号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第9号及び議第72号の2案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第9号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第11号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第7号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月20日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業など、新型コロナウイルス感染症対策事業に早急に着手するため、補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億780万円を増額し、補正後の予算総額を99億9,990万7,000円としたものでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業を追加するもので、期間、限度額を定めております。

次に、7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

歳出の3款 民生費は2,000万円を増額し、31億5,356万6,000円としたもので、ひとり親等子育て世帯への特別給付金給付事業でございます。

4款 衛生費は6,500万円を増額し、10億2,902万8,000円としたもので、内容は新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

7款 商工費は2,280万円を増額し、4億4,514万4,000円としたもので、内容は中小企業者事業継続支援事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内中小企業及び個人事業者の事業継続を支援するものでございます。

以上、補正いたしました総額1億780万円の財源は、全て国県支出金でございます。

8ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で専第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第72号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集14ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を増額し、補正後の予算の総額を101億3,990万7,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、15ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、16ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

3款 民生費は1億4,000万円を増額し、32億9,356万6,000円とするものでございます。

内訳は、子育て世帯への給付金給付事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている18歳以下の子供がいる世帯に、児童1人につき5万円を支給するもので、財源は全て国県支出金でございます。

17ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で議第72号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で2案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、承第9号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第9号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議第72号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第72号は原案のとおり可決いたしま

した。

第5 議第73号から第14 議第82号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第5、議第73号から日程第14、議第82号までの10案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を行います。

最初に、議第73号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第73号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の整理、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集22ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,627万8,000円を増額し、補正後の予算の総額を102億2,618万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は繰越明許費で、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、26ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、都市公園施設整備計画策定経費で、繰越額は1,000万円でございます。

27ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、広報みの発行事業、笠神・丸山線道路改良事業、スクールバス運行管理業務委託、学校給食センター用配送車購入事業、ICT支援員配置業務及び情報機器更新業務委託を追加するもので、期間、限度額をそれぞれ定めております。

28ページをお開きください。

第4表の地方債補正につきましては、交通安全施設整備事業を新たに追加し、限度額を1,820万円と定め、変更分につきましては、道路舗装改良事業の限度額を9,400万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を1,770万円にそれぞれ増額するものであります。

次に、30ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

議会費は37万2,000円を減額し、1億1,916万8,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

2款 総務費は420万9,000円を増額し、10億8,732万8,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額のほか、本庁舎施設管理経費96万円、電算管理事務経費99万円の増額などで、財源は、国県支出金が82万5,000円、一般財源338万4,000円を増額するものでございます。

3款 民生費は830万7,000円を増額し、33億187万3,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額のほか、健康文化交流センター施設管理経費700万円、高額等介護給付事業288万7,000円の増額と、国民健康保険特別会計繰出金98万2,000円の減額などがございます。財源は、国県支出金295万6,000円、その他財源700万円を増額し、一般財源164万9,000円を減額するものでございます。

4款 衛生費は1,454万8,000円を増額し、10億4,357万6,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額と、一般予防経費280万2,000円、病院事業会計補助金600万円の増額などで、財源は国県支出金172万2,000円、一般財源1,282万6,000円を増額するものでございます。

6款 農林水産業費は97万6,000円を増額し、3億9,493万6,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減額と、市単土地改良事業98万6,000円の増額などで、財源は、その他財源9万8,000円、一般財源87万8,000円を増額するものでございます。

次に、7款 商工費は897万8,000円を増額し、4億5,412万2,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減額と、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担経費1,066万円の増額などで、財源は、国県支出金75万円、一般財源822万8,000円を増額するものでございます。

8款 土木費は4,934万8,000円を増額し、16億8,285万2,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額と、交通安全施設整備事業3,303万6,000円、都市公園施設整備計画策定経費1,000万円の増額などで、財源は、国県支出金1,838万4,000円、地方債3,320万円を増額し、一般財源223万6,000円を減額するものでございます。

9款 消防費は260万4,000円を増額し、4億6,899万5,000円とするもので、内訳は、人件費の増と、防災資機材整備事業208万5,000円を増額するもので、財源は、国県支出金104万2,000円、一般財源156万2,000円の増額でございます。

10款 教育費は232万円を減額し、9億7,536万4,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減額と、学校給食センター施設管理経費346万9,000円の増額などで、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

以上、今回の補正総額は8,627万8,000円の増額で、財源は、国県支出金2,567万9,000円、地方債3,320万円、その他財源709万8,000円、一般財源2,030万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

31ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。以上で議第73号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に議第74号、議第79号、議第80号、議第81号、議第82号の5案件に

ついて、民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、初めに議第74号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集54ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ98万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ25億8,419万6,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、55ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

56ページを御覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を設定するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、57ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。歳出の1款 総務費は、人件費等98万2,000円を減額するもので、財源内訳は一般会計繰入金でございます。

58ページ以降の説明は省略いたしまして、議第74号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第79号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集では80ページから81ページとなりますが、赤スタンプ2番、議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の8ページを御覧ください。

改正の趣旨は、美濃市健康文化交流センター、愛称名みのエネプラザの多目的ホールの利用において、一部フロアのみ利用料金の規定及び入場料等を徴収する場合の利用料加算の明確化のための改正を行うものです。

改正内容は、多目的ホールのフロアのみ使用の場合の料金について、全体を使用する場合のおおむね6割とする規定の追加及び入場料等を徴収する場合の利用料加算額を、入場料等の額が3,000円以下の場合は利用料金の5割の額、3,001円以上の場合は利用料金の10割の額とする規定の追加であります。

また、施行期日は令和4年1月1日と定めています。

なお、改正案につきましては、9ページから10ページの新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

以上で議第79号の説明を終わります。

次に、議第80号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集では82ページから85ページとなりますが、赤スタンプ2番、議案

説明資料の11ページを御覧ください。

改正の趣旨は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、保育所等が記録等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続が書面によることと規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加し、それにより不要となった規定を削除するものです。

施行期日は公布の日と定めております。

なお、改正案につきましては、12ページから17ページの新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

以上で議第80号の説明を終わります。

次に、議第81号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集では86ページから87ページとなりますが、赤スタンプ2番、議案説明資料の18ページを御覧ください。

改正の趣旨は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、家庭的保育事業者等が記録、作成等を書面で行うこととされていたものについて、電磁的方法により行うことを可能とする旨の規定を追加するものでございます。

施行期日は公布の日と定めております。

なお、改正案につきましては、19ページから20ページの新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

以上で議第81号の説明を終わります。

最後に、議第82号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集では88ページとなりますが、赤スタンプ2番、議案説明資料の21ページを御覧ください。

改正の趣旨は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担への補償等を目的とした産科医療補償制度の掛金の引下げ、並びに健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に、産科医療補償制度に係る保険者が定める加算額の上限を「1万6,000円」から「1万2,000円」とするものです。

施行期日は令和4年1月1日と定めております。

なお、改正案につきましては、22ページの新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

以上で民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第75号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第75号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の62、63ページをお開きください。

それでは、予算書に従い御説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に7,376万6,000円増額し、補正後の額を27億448万8,000円とするもので、これは第2項 医業外収益で、コロナ禍における病院職員及びパート職員への特別手当・報酬に対する一般会計からの補助金及び新型コロナウイルス感染症対策事業に係る各種補助金でございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に5,276万4,000円を追加し、補正後の額を28億7,711万円とするものでございます。

この主な内容につきましては、64ページを御覧ください。

下の支出の表の第1項 医業費用で、給与費を職員及びパート職員への特別手当・報酬の支給に伴い579万円増額、経費ではコロナ関連の検査委託料、非常勤医師への謝金、燃料費、施設修繕などの増に伴い4,578万6,000円の増額、訪問看護ステーション費では、給料、手当等の増に伴い118万8,000円増額するものでございます。

63ページに戻りまして、第3条は、予算第4条で定めております資本的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第1款 資本的支出の既決予定額に2,799万5,000円増額し、補正後の額を5億300万7,000円とするもので、この内容は第1項 建設改良費で、非常用発電設備のエンジン制御装置更新工事を実施するものでございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を記載のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第7条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に697万8,000円を追加し、14億1,933万5,000円とするものでございます。

66ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第75号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第76号、議第77号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第76号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の75ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ2、議案説明資料の1ページ及び2ページを御参照ください。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた状況下において、美濃病院の医療体制の保持に貢献した職員へ特別報酬を支給するために行うものでございます。

改正の内容といたしましては、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務をする美濃市パートタイム会計年度任用職員に、医療体制保持特別報酬として、1人につき3万円を支給する規定を追加するものでございます。

施行期日は令和4年1月1日とするものでございます。

続きまして、議第77号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の77ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ2、議案説明資料の3ページから5ページを御参照ください。

今回の条例改正は、美濃病院関係業務のうち、新型コロナウイルス感染症患者等への対応に係る業務手当の適正化を図るとともに、緊急業務のために待機をする職員の待遇を改善する緊急業務待機手当を追加し、さらに新型コロナウイルス感染症が蔓延していた状況下において、美濃病院の医療体制の保持に貢献した職員に対し、特殊勤務手当を支給するために行うものでございます。

改正内容といたしましては、1つ目は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の診療等に従事する職員への業務手当（日額2,000円）の規定を削除するものでございます。2つ目は、正規の勤務時間外である昼間または夜間に待機を命ぜられた放射線技師、臨床検査技師及び訪問看護ステーション清流に勤務する看護師に対する緊急業務待機手当（1回1,000円）の規定を追加するものでございます。3つ目は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務する職員に対し、医療体制保持特別手当として、1人につき3万円を支給する規定を追加するものでございます。

施行期日は令和4年1月1日とするものでございます。

以上で議第76号及び議第77号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第78号について、教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） おはようございます。

それでは、議第78号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の79ページをお開きください。

なお、内容につきましては、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明をさせていただきますので、説明資料の6ページをあわせてお開きください。

改正の趣旨は、美濃市文化会館の利用において、入場料等を徴収する場合の利用料の加算を行うことを条例において明確化するための改正です。

改正内容は、入場料等を徴収する場合の加算料金について、入場料等の額が100円以上500

円以下の場合には利用料金の1割の額、入場料等の額が501円以上1,500円以下の場合には利用料金の3割の額、入場料等の額が1,501円以上3,000円以下の場合には利用料金の5割の額、入場料等の額が3,001円以上の場合、利用料金の10割の額とする規定の追加です。

また、施行期日は令和4年1月1日と定めております。

なお、改正案につきましては、7ページの新旧対照表を御確認ください。

以上で議第78号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で10案件の説明は終わりました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月12日までの13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から12月12日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月1日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月13日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前10時50分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月29日

美濃市議会議長 佐藤好夫

署名議員 豊澤正信

署名議員 梅村辰郎

令和 3 年 12 月 13 日

令和 3 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 12 月 13 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 73 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 3 議第 74 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第 75 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 76 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 77 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 78 号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 79 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 80 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 81 号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 82 号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 12 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君

民生部長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産業振興部長	永 田 幸 泰 君
建設部長	伊 藤 篤 君	会計管理者兼 会計課長	篠 田 博 史 君
教育次長兼 教育総務課長	井 上 博 司 君	美濃病院事務局長	林 信 一 君
民生部参事兼 保健センター所長	辻 幸 子 君	建設部参事兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	西 部 睦 人 君	秘書課長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子
議会事務局書記	中 村 亘 輝		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染症予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒をいたしますので、よろしく御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めましたのでご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 永田知子君、7番 古田秀文君の両君を指名いたします。

第2 議第73号から第11 議第82号まで（質疑）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第73号から日程第11、議第82号までの10案件を一括して議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっている議第73号から議第82号までの10案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は12月15日の午前10時から、民生教育常任委員会は12月16日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知をいたします。

第12 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第12、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、一般質問2件を一問一答にて行います。

最初は、以安寺山整備事業と町並みにおける里山について、産業振興部長と市長に答弁を求めます。

平成29年、2017年から以安寺山の整備事業が進められてきました。美濃市出身の森勝様から1億円の寄附を受けて、現武藤市長が取り組まれてきた事業で、今年5年目を迎えているところであります。

主要な施策の成果等報告書によりますと、以安寺山を市民の憩いの場とするために、以安寺山将来像策定プログラムの最優秀賞の案をベースに、これは森林文化アカデミーの学生さんたちのコンペがベースになっておりますが、所有者の清泰寺と相談をしながら、四季折々に咲く花木を植えて花見山にしていく整備を進めた、こんなふうに記載されています。

皆さんも御承知と思いますが、つい最近、この以安寺山の尾根の一部に展望台と思われる構築物の建設が始まりました。今既に全貌に近いものが見えていると思いますが、この構築物については、当初の整備計画では示されていなかったものでありまして、建設の意図するところを明確にすべきとの思いとともに、この整備は借地を対象にしている、清泰寺さんの所有の山でございます。あわせて今後の維持管理費用の財源手当て、整備計画の最終形をどのようにするのかなど、併せて明確にしていく必要があるんだなということを感じました。

また、桜の名所として広く東海地方に名をはせている小倉公園がある小倉山、それから市民有志が整備をして活用に取り組んでいる愛宕山は、健康文化交流センターに隣接しており、今回整備事業が進んでいる以安寺山も、中心市街地目の字通りの背景として町並みに欠かせない風景の一つであると考えられます。こうした観光立地に欠かせない、三方を取り囲んでいる小倉山、以安寺山、愛宕山の里山に対する位置づけや今後の取組について質問をしていきたいと思っております。

最初は、以安寺山の整備事業について、これまで5年間の取組など、進捗はどのようなのかについて、産業部長に答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、おはようございます。

辻議員の1つ目の御質問、以安寺山整備事業と町並みにおける里山の考え方についての1点目、これまでの進捗状況についてお答えいたします。

以安寺山整備事業は、山に四季折々に花を咲かせる花木を植え、十数年後に樹木が生育し、美濃市の名所となる里山となるよう、平成29年度から着手しました。

本事業は、山全体の面積約4.7ヘクタールのうち、民家に近接する山裾部分を除く約2.7へ

クタールの部分に花木の植樹を中心に整備を行っているものです。

年度ごとの事業内容につきましては、平成29年度には、樹木調査を実施しながら、北側の山頂部分約0.1ヘクタールの伐採を行い、平成30年度には、南側から伐採を進め、併せてのり面の保護など0.5ヘクタールを整備し、平成31年4月には、初めての植樹を行うに当たり、御寄附いただきました森勝様をお招きし、記念植樹式を催し、紅白のハナモモの苗木20本を植樹しました。

令和元年度には、中央部分にかけて1.3ヘクタールを伐採し、そこに春に開花する桜、梅、ハナモモ、ハナミズキ、黄色い花が咲くレンギョウやサンシュユ、夏に咲くサルスベリ、秋の紅葉がきれいなイロハモミジ、こういったものの苗木など、約180本の花木を植樹しました。植樹のイメージとしましては、平たんな箇所は円状に、また尾根が続く箇所には中腹に向けて列状に植樹を行いました。

令和2年度には、北側山頂部分にかけ、約0.7ヘクタールを伐採し、そこにハナモモ、レンギョウ、キンモクセイ、サルスベリ、イロハモミジなどの苗木約700本を、山頂から中腹に向け、放射状に植樹をしました。

今年度は、0.1ヘクタールを伐採して、梅、ハナモモ、レンギョウなど約200本の植樹、また見晴らし台とベンチの設置、遊歩道約480メートルの整備を実施し、来年3月の完了を目指して現在進めているところでございます。

なお、植栽の一部は、岐阜県緑化推進委員会の提供による苗木を活用し、また令和2年2月には、平和首長会議から広島と長崎の被爆に耐えて現在も生き続ける被爆樹木の苗木を頂いて、現在、室内で育てていますが、植栽できる大きさになりましたら、平和の象徴として記念植樹をする予定でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） ただいまの答弁によりますと、全体面積約4.7ヘクタールのうちの約2.7ヘクタール、60%近くを整備されたということですがけれども、市役所のほうから、あるいは国道156号辺りの周辺道路から見える状況では、全体の60%相当の整備が行われたようには感じられないというのが印象でございます。

一番最初の記念植樹の式典が行われたと思われる段の交差点から見える辺りについては、一時期は伐採も進みまして、非常にきれいになるなあという感覚があったんですけども、今では整備されたというよりも、一旦整備したところにまた雑草、あるいは雑木等が生い茂った状況で、なかなか整備がされているなあという様子が見受けられないような放置の状況であって、今さらながらこうしたところの維持管理は大変やろうなあということを感じているところであります。

今、答弁にあったように、植栽された花木もいろんな種類が約1,100本ぐらい、1,000本を超えているわけですがけれども、樹種の選定や植栽場所についての設計や監修はどのようにされたのか、併せて花見山としての中心を構成するであろうと思われる桜の木は一体どれくら

いの本数が植樹されたのか、再質問をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの再質問、樹種選定、植栽場所の設計・監修はどのようにという件につきましては、平成29年度に実施しました本整備事業の中で、森林組合が森林文化アカデミーの協力を得て行いました。

また、桜の木の本数ですが、桜は70本の予定でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今、森林組合のほうに監修をしていただいて、森林文化アカデミーのほうにも相談をかけながらというようなことで答弁をいただきました。また、桜の木は約70本ということでございます。70本が花見山を構成するのにどの程度の効果があるのか、あるいはまた今の、裾野辺りの常緑樹といいますか、杉、ヒノキの関係から見たときにどんな感じになるのかというのはちょっと私どもではイメージができませんし、最初のパスでは、本当に山いっぱい桜になっておるようなイメージがありますので、この70本がどうなのかなあというのはちょっと今思っております。

逆に、森林組合への全面委託、森林文化アカデミーの協力を得てということでしたけれども、こうした市民憩いの場として花見山を想定した整備には、造園業者、あるいは森林文化アカデミーのアドバイザーとか委託先、こういったものが理にかなっているというふうに思っております。今、歩経路の近くには低い木をとか、いろんな花の様子も説明がありましたけれども、やはり委託先に森林組合を選択されたという部分で考えると、私自身が思うには、もうちょっとそういう専門的な部分、あるいは造園的な要素も必要であるということから、造園業者なんかも委託先に考えてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、森林組合を委託先に選択されたというのには何か理由があるわけですか。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの森林組合の委託先に選定された理由という点ですが、森林組合につきましては、美濃市森の環境づくり推進委員会の会員として本市の森林整備計画の策定に携わっておりまして、以安寺山もそういった森林整備計画の対象地域でございまして、森林整備の知識と技術を有した専門業者という観点から、委託先として選定をしたものでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） ここまで整備が進められて、植栽もほぼ終わるという予定ですので、これからは維持管理について、費用対効果を踏まえた、さらにしっかりした計画を立てて進めていただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目の質問になりますが、先ほども述べましたけれども、展望台の建設は当初計画にはなくて、今年度の予算説明の中でも触れられていなかったという記憶をしております。

私は常任委員のメンバーではありませんので、傍聴の席で聞いたことですので、こちら辺のところは定かではありませんが、説明がなかったのではないかな、触れられなかったのではないかなという記憶をしております。

平成29年度に私がこの以安寺山の整備事業について質問したときも、展望台やベンチ、遊具など附帯構築物を建設することは、撤去等を含め、契約条項に盛り込むべきという提言をしております。こうしたことも踏まえ、目指す効果の検討など建設に至った経緯、それからこういった展望台を造るということに対して市民の声はどうだったのかということについて答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問、展望台建設に至った経緯と市民の声についてお答えをいたします。

以安寺山の整備については、市民アンケートにより選ばれた将来像をベースに行ってきましたが、そこに掲げられている展望休憩所を、今後、植栽した花木の風景が一望できるような見晴らし台として山頂に設置したものでございます。

なお、土地の所有者である清泰寺との無償貸借契約については、平成17年4月1日から15年間の自動更新契約となっており、直近では令和2年4月1日に更新となったところでございますが、借用者が設置した構築物については、土地を返却する際には撤去するものと認識しておりますので、この件については、別途、協定書等により対応する予定でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 市役所の駐車場から皆さんも見た感じがあると思うんですけども、この展望台は見えません。逆に言うと、展望台からはどんな景色が見えるのかなあ、何を見せたい展望台なのかなという、そこらあたりには大変興味があるところでございます。

当初計画になかった展望台を造るということについては、今、休憩所を展望台に変えてきたんだというような御説明がありましたけれども、そういった市民の声というようなことについては触れられていませんでしたが、市民の声というのに関してはどうだったのかというのを再度お聞きしたいのと、また契約期間が15年で、双方に別段の意思表示がない場合は、同一条件をもって契約更新するということを前回の質問でお聞きしております。そのときの再質問で契約期間の延長の考えをお尋ねしたところ、今まで以上の長期契約の内諾を得ているというふうな答弁もありました。これは花木を育てていくのには15年ではちょっと短いんじゃないかと、20年、30年のスタンスが要るというようなことの答弁もあったものですから、だったら契約するときもそのぐらいのスタンスでやったほうが、何せ借地なのでそういったことをやったほうがいいんじゃないですかという再質問についての答弁がこのようなことだったんですが、今回の延長契約、再契約については、そういった期間についての変更等についてはあったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

市民の声がどうだったのかということと、延長契約での期間のことについてはどうだった

のかの2点について、再質問をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの再質問についてお答えします。

まず市民の声というところですが、こちらはアンケートの実施ということで対応をしたというふうに考えております。

また、土地の貸借契約の延長契約での期間変更でございますが、期間変更はございません。15年のままでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 市民の声は当初のアンケートの実施結果によるものだということです。確かにあのときの市長の答弁にも、これはあくまでもベースであって、必ずしもこのとおりにするわけでもないし、かといって特段全く別なものをつくるということはないですよというような答弁もあったと記憶しておりますので、そういう中で、本当は僕はどうして展望台まで、例えば屋根つきの休憩所的なところならそれでもよかったですけど、展望台にして、その目的も、先ほど植栽した花木の花や色づいた状況などを眺めるためというようなことで、決して市内を見たりとかというような目的ではないようなこともおっしゃっていたんで、その辺りが、本当に展望台がよかったのかなあというのは考えますが、できているものですから、そういった状況が、どうしてそうなったかというのがちょっともう少し聞かせていただけるとよかったかなあと思いますけど、それはそれでやむを得んかなあというふうに思っております。

また、期間については変更なしということですが、ここでも、できればそういったことが議論に上がったのかどうかという辺りもちょっと聞かせていただけると、また15年後にこういった契約が出てくるわけですが、そのときはまた市の状況も変わってきますし、また清泰寺さんのほうの状況もどうなるか分からないといったときに、そんなことはないと思いますけど、撤去云々なんていうお話が出てくるとちょっとまずい状況になるということも、全くこういった今の社会情勢の中では考えられないわけではないので、その辺りも今後気をつけて見ていただけるといいかなあというふうに思っております。

3番目の質問のほうに入っていきたいと思います。

以安寺山の整備事業というのは、先ほどから申しましているように、29年度の着手以来、昨年度までに投資費用が7,529万5,000円、本年度の予算としては2,422万4,000円、これを両方加えますと、森さんから寄附をいただいた1億円の99.5%に当たります9,951万9,000円を執行することになります。市民の憩いの場として四季折々に花咲く花見山とするには、まだまだ花木の成長する時間も手入れを続けていく維持管理費も必要であるというふうに思います。

原資である1億円はほぼ使い切った状況で、この現状の中で、今後の維持管理費用について、財政面の対応、どんなふう考えてみえるのか、この件については市長に答弁をお願い

します。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 以安寺山の財政面でございますけれども、議員がおっしゃったとおり、森様からいただいた1億円の寄附を財源としておりますけれども、森様からは最初に、将来にわたって美濃市の活性化、市民の憩いと、こんなような場所になればいいなということで、例えば長良川、余取川等々の河川敷に桜の木を植えてもらえないかという話がありましたけれども、残念ながら、御承知のとおり既に植わっておりますので、あえて桜の木を植える場所がないということと、堤防は基本的にそういったものを植えていけないというふうになっておりますので、なかなかできませんよと、こんなお話をさせていただきました。したがって、将来花の名所となるような場所がどこかにないかなあとということで、探し出したのが以安寺山ということでございました。

そこで、清泰寺さんに活用についてお話ししたところ、よい返事をいただきまして、承諾いただきました。そこで、県内にはどうか、美濃市には森林文化アカデミーがありますので、アカデミーの皆様はこの以安寺山を美濃まちの庭とした場合の庭に造ってもらえませんかアイデアを募集させていただきました。その中で5つの案が出てきましたけれども、これを市民の皆様アンケートを取りまして、実施をして、美濃花見山という名称のパスでございましたけれども、今後名前についてはどういうふうにするか分かりませんが、要は花が見える場所がいいなあと、そんなようなことの市民の意見でございましたので、花を植えようということであります。ただ、桜としましては小倉山にありますので、以安寺山を桜の名所にする気はなくて、できれば桜の前に花が咲くもの、桜が済んでから花が咲くものということで、秋には紅葉するものということで、できるだけ広い範囲で市民の方々が来ていただける、あるいはまた観光客の方々がひょっとしたら、そんなところなら行ってみようねということで来ていただけると、こんなことを狙いながらやってきたところでございます。

なお、今後の維持管理でございますけれども、自治会、あるいはボランティア団体、清泰寺の檀家さん等々にも御協力いただきながら、できる限り住民協働ということでやっていければなあと思っております。しかしながら、植樹をいたしました花木の全体の剪定とか枝打ち、あるいは間引きとか伐採箇所の下刈りなど一部専門的でないとできないところもございますので、そういったものにつきましては専門の業者に委託をしながらやっていくということもありますし、また森林文化アカデミーの教育の一環としての場として活用がいただけるのであれば、積極的に活用いただけると、こんなようなことも考えております。

いずれにしても、今後も一定の財政的な負担は出てまいります。できるだけ多くの方のボランティア活動で整備ができればいいかなあと、こんな思いでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 森さんの思いの中から庭だという感じで進めてくると、桜が全てでは

なくていろんな時期に、特に桜の前後を含めて楽しめる、そういった憩いの場としたいということにはよく伝わってきました。

ただ、私がちょっと思うには、維持管理のそういった費用面を考えたときに、先ほどもちょっと話しましたように、寄りつきの段から見るところなんか、もう5年たって、ぼさぼさとかぞうぞうとか、あんな感じになっているのを考えると、かなりの頻度で下刈り等をやっていかないとなかなか大変なんだなあということは容易に想像がつくと思います。なおさら今回、植樹には苗木を1,100本ほど植えられているということで、できればこれがもうちょっと大きな木、3年から5年、あるいは7年ぐらいで、高さも3メートルぐらいまで伸びているようなものを最初から入れられるというような計画にしておけば、そういう下刈りをするときに思わず一緒に切ってしまったとか、あるいは間引きをするとか、あるいは苗枯れに対して捕植をするとかのそういった余分な経費、手間がかなり省ける、だからそういったものをちょっと考えるとよかったのかなあと。

仮に今、1,100本の苗木が幾らで、手間も含めてどのくらいでできたのか分かりませんが、これも想定ではありますけれども、3メートルぐらいに伸びたちゃんとした成木というか、木であれば、1本5万円でも、1,100本も植えなくても400本も植えれば2,000万ぐらいで済むと、そのくらいの感覚でいけば、そういう費用対効果についてもかなり効果があったんじゃないかなあと、今済んだことに対してああだこうだ言っても始まらないし、私自身も、こういったことについて今までの間にちゃんとした質問でこういったことを確認しなかったという自分の残念さもあるんですけれども、ちょっとそんなことで、これからの費用面については、かなり計画していかないと難しいかなあと。前の質問のときには、森林環境税なんかこの財源に充てたいというような答弁もいただいておりますけれども、この山だけにいろんな投入することはできないと思いますけれども、そんなこともまたこれからやっていかないかということ、しっかり計画を立てながら、確実に市民の憩いの場となるということのベースを守っていけるような対応をしていただけるといいかなあとというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4番目の質問になります。

森林文化アカデミーとの連携協定の中で、当初コンペ案を5案の中から市民投票によって採用された美濃花見山プランというのがベースになって整備を進められてきたわけですが、最終的には、先ほどもちょっと市長がおっしゃいましたけれども、桜の花ではなくて、いろんな四季折々に見えるというようなことがおっしゃられたんですけれども、形として、最終形、どのような形で整備が、植えて終わることじゃないと思うんですが、成木になったときにどんな形になるのかというのを、どんなふうかというのをちょっとお聞かせいただけると、お願いします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 以安寺山の整備の4点目でございますけれども、最終形ということでございますが、最終形というのを、人それぞれ何をもって最終形となるかということについ

てはありますので、一概にこれが最終形と言うわけにはいきませんが、もし想像できるとすれば、吉野山の桜が最終形なのかなあとか、大矢田の楓谷が最終形なのかなあととなります。このためには、やはり10年、15年じゃなくて、20年、30年と先にどんな形になるのかなあとということを見据えた植栽となっておりますので、それをもって最終、それも最終ではないと思いますが、そんなふうになればいいなあという思いでやっていっております。

現在のところ、私として、植樹、あるいは遊歩道の整備、見晴らし台の設置などの大きなハード事業につきましては、今年度末をもって完了となります。その後は、植樹をした樹木が順調に生育するよう適正に維持管理をし、季節ごとに生育した花木が一面に見渡せる山となるようにしていきたいと、最低でもやはり10年ぐらいかかるだろうなあ、こんな思いでございます。その後も維持保全は続けていきますけれども、その時点が一定の最終形ではないかなあと、こんな思いで今整備を進めております。

先ほど、質問ではありませんでしたけれども、見晴らし台の話もございましたけれども、これについては、実は上から見ると美濃の花みこしが、つっているような花がこんなふうになっております。こういうようなものをイメージをして植えていますので、それを見るためには上から見ないと見えない。極端なことを言うと、田んぼアートってありますけれども、田んぼアートのようになるというあというようにを思いながら放射線形に植えてあると、それを見るためにやはり上から見ないかんということで展望台を造ったということでございますので、御承知おきいただければと思っています。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 具体的にこんなようなイメージというのを今お聞かせいただきました。まさにそういった形になるのかなというふうには思いますけれども、やっぱりせつかく歩経路もあるんだったら、歩きながら、散策しながら見るというのも一つなので、そういった展望台の是非についてはまた別の議論でなるかなというふうに思います。できたものですから、一刻も早くそういった形で見えるような、そういう最終形が見られるように努力していく必要があるというふうに思っております。

最後、4つ目の質問になりますけれども、美濃のまちということは、観光集客を目指して、にぎわい創出を掲げる、こういう中心市街地において、小倉山、それから以安寺山、それから愛宕山、こういった三方を囲んでいる、三方に背景としてあるこの山というのは、里山の代表的な形になると思うんですけれども、こういったところのにぎわい創出の観光集客といったことの絡みの中で、こういった里山にどんな思いを持ってみえるのかという市長の思い、こういったものをお聞かせいただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 以安寺山の整備に関係して、中心市街地における小倉山、以安寺山、愛宕山と、これの位置づけとかこれに対する思いということでございました。

本事業につきましては、先ほど申し上げましたように、寄附をいただいた方の思いをでき

るだけ実現するということと、それをいかに今後の美濃市の活性化、あるいは観光誘客と、こんなものにつなげていくかということでございます。

また、小倉山につきましては、古くから桜の名所として多くの人から親しまれてきましたけれども、御承知のとおり、大変土壌が悪く、新たに桜の苗木を植えてもなかなか生育しません。過去には幾度か土壌改良の試みを見た聞いておりますが、成功には至っていないのが現状でございます。したがって、小倉山を今以上に桜を増やすと、こんなような整備をすることは、莫大な費用がかかりますので困難というふうに考えております。したがって、桜の古木が、駐車場の辺にたくさんありますけれども、古木が危険な状態となった場合には伐採をし、その場所に新たに植樹をしようと思っておりますし、先日も新聞に載っておりますけれども、多くの企業や団体の方々が桜の苗木の記念植樹というものを行っていただいておりますので、そういった取組により引き続き桜の名所として維持をしていければいいかなあと、こんなふうに思っています。

また、自己所有であります愛宕山につきましては、今現在、市としての対応は考えておりませんが、森林文化アカデミーの卒業生の方が山の整備をしながら、子供たちの遊び場づくりということで活動されていると聞いています。こういったことが進めればいいかなあと思っています。

いずれにしても、その3つを連携して何かするという点については、当初の計画にございませんし、現在私の頭の中にもございませんが、いずれの山も市民に親しまれる憩いの場所になればというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 連携してということではないんですけれども、背景として、美濃の皆さんが、市民の皆さんが憩いの場として使ってもらえるところというのは、皆さん同じような思いではないかなあとこのように思っております。以安寺山を花見山として、その存在を市民や観光客に知っていただき、憩いの場として親しまれる場所としていくには、維持管理には自治体やボランティアの御協力を仰ぎつつ、専門的な部分では、業者委託や森林文化アカデミーの活用も必要であるということなど、まだまだ時間を要する、そういった維持管理の対応が必要だということが分かりました。

森勝さんの寄附金の使い方への思いを裏切らないためには、やっぱり以安寺山をしっかりした花見山に仕上げ、末代まで残る、小倉公園に次ぐ、匹敵する名所にしなければならないというふうに思います。少なくとも寄附金の無駄遣いと言われないように心して取り組んでいく必要がありますし、そのためにこの決断をされた市長の責任はかなり重いかなあとこのように思っておりますので、また今後そういった思いを絶やすことなく対応していただきたいと思いますというふうに思います。私も、今後もさらに大きな関心を持って、この経緯を見守っていきたいと思います。

ということで、1問目の質問を終わります。2番目の質問、リモート会議の活用について

てに入らせていただきます。これは総務部長に答弁を求めますので、お願いします。

昨年春から猛威を振るっているコロナ禍におきまして、集合する、人が集まる会議というのは激減し、リモートによる会議が増えているというのは皆さんも周知の事実で、こうしたリモートで行われる会議や講演会に参加される皆さんも多いと思います。最も身近で頻繁に開催されたリモート会議は、新型コロナウイルス感染症対策本部員会議であったように思います。

リモート会議で多く活用されているのはZ o o m会議ではないでしょうか。私たち市議会も、美濃市と情報通信技術を活用した地域活性化に関する連携協定を締結しましたソフトバンクさんから講師をお招きしてZ o o m講座の研修を行い、出席した議員が実際にタブレット端末を使用しまして、ミーティングへの参加手順等を学びました。

リモート会議は、会議開催を予定していても急な用件により会場参加できない場合に、リアルタイムに会議の様子をうかがうことができ、場合によっては発言することも可能な会議の仕組みでありまして、緊急事態発生の中では、こうしたリモートによる会議開催も必要になってくると考えられます。そこで、いざというときに活用できるリモート会議の仕組みを構築しておく必要性を踏まえて、現状を検証しながら、会議の定着を提案したいと思います。

最初に、昨年度から今年度にかけて、当市におけるリモート会議の開催実績はどのようなか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、辻議員の2つ目の質問、リモート会議の活用についての1点目、リモート会議の開催実績はどのようなかについてお答えをいたします。

市では、4年前に開催したMino Art Info作品展において、市長がスコットランドのアーティストとリモート会議を通じて交流を行うなど、コロナ禍以前からリモート会議を活用しておりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、行政や民間企業との間ではリモート会議の活用が急速に拡大し、昨年10月にソフトバンクと締結したICTを活用した地域活性化に関する連携協定においては、ソフトバンク側と市長との事前打合せや協定式をいずれもリモートで行っております。

市におけるリモート会議の実績は、新型コロナウイルス感染症の国内感染が始まった令和2年1月以降、約780回開催しております。その大半が国や県、民間が開催した会議、研修、打合せへの参加であり、市が開催した実績に限定すると、教育委員会で19回、民生部で2回開催しております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 参加回数が800回弱、そのうちで市が開催した回数が約20回程度、そのほとんどが教育委員会というような答弁でございました。つまり、大半の職員さんは主催する側での関わりを経験していないということだと理解しました。自然災害等の緊急時に行

政側の中心になるであろう総務部関係ではいまだに開催実績がないというのは、ちょっと意外な結果でございました。

リモート会議というのは、Zoomなどのソフトウェアをインストールしたパソコンやタブレット、スマートフォンなどがあれば誰でも参加できますが、主催側として会議進行をしていくためには、ソフトウェアを駆使して効率的に運用する必要があって少しハードルが高く、熟練とは言わないまでも、使い慣れているという必要を感じているところでもあります。つまり、多数の参加者をリードすることはもちろんですが、資料を見せる、写真・ネット情報を引用するというようなテクニックがあれば、より効率的な会議が開催できるわけがあります。このことは、私自身が毎週定期的に近隣の議員さんたちとリモート会議をやったり、情報交換をやっていることなので、時にはスピーカーとして発言し、情報提供をさせていただいているような場合で経験しており、本当に痛感しているところでもあります。

個人で参加する場合に比べて、主催者として会議を開催する場合、行政側、市としてはどのような課題があると考えられるのかを答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の質問、リモート会議の開催に対する課題についてお答えをいたします。

まずハード面では、市側の参加者が複数の場合、パソコンの小さなモニターでは参加者全員が分かりにくいことや、執務室内で会議を開催した場合、他の職員や来庁者の声が入ってしまうことが課題であります。そのため、大きなモニターを備えたリモート会議専用の部屋の整備が必要であります。

また、ソフト面では、リモート会議に向けてパソコンの準備やソフトウェアの設定等をする職員が、現在では一部に限られていることが課題であります。そのため、リモート会議の開催手順に習熟した職員を育成していくことが必要であると考えております。

また、国や県、民間企業などデジタル端末や通信環境が整っている団体とのリモート会議の開催は容易であります。市民を対象としたリモート会議を開催する場合は、市民一人一人のデジタル端末の有無、通信環境、デジタル端末の習熟度が異なっており、開催は容易ではないというふうに考えております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今の開催がなかなか容易ではないよというハード面、ソフト面からのお話でございましたが、実際やっていると、マイクはオフにできたりとか、あるいはカメラもオフにしたり、あるいは主催者が資料提供するときは1つの画面になるとかという使い分けがいろいろできれば、多々クリアできる場所はあるのかなというふうに思っております。今のお話の中で、ハード面では、多数参加の会議におけるモニターの大きさや会場の設営に関する問題、ソフト面では、職員の設定に関するスキルの問題、市民においては、デジタル端末や通信環境と慣れが課題という答弁でしたが、この辺りは経験、回数を重ねれば十

分解決できる部分ではないのかなというふうに思っております。

このコロナ禍になって、政府主導でリモート会議が多用されてきた中で、開催が容易でないという分析をされているということはちょっと残念かなあと、もっと前向きに取り組んでいただけるといいんじゃないかなというふうに思っております。だから、これからいろいろ工夫してリモート会議をより身近な存在にしていこうという今回の質問が生まれてきたという背景になったのかも分かりませんが、しかし、市民の多くはスマートフォンを利用して、LINEも個別通話に限らず、グループ通話やカメラ機能をオンにして皆さんで会議を、会議ではないにしても、会話を楽しんでいらっしゃる、そういった方がかなり高齢の方でもお見えになりますので、必要なことであればそれぞれが対応できるようなスキルは十分持ってみえるし、また必要に応じて養われるというふうに思うのは私だけではないと思っております。

リモート会議は必ずしも必要であると位置づけられるものではないかも知れません。しかしながら、緊急事態はもちろんですが、日常の会議開催においても、不測の事態により参加できない状況や、渋滞や事故に巻き込まれるなど交通事情による参加遅延など、会議の開催を延期したり、時間をずらさなければならないというようなことに少なからず経験がある方は多いと思います。

自治会長をはじめ、議員、各担当部署の職員には、緊急時の対応が必要であることは言うまでもありませんが、居住区が市内のみならず、出張などにより市内に不在であっても、個別連絡とは異なり、会議体により議論、検討が必要な場合は、必ずそういった緊急時という対応が起こるものだというふうに思っております。平常時からリモート会議の開催を定期的に行うことで、この定期的という部分は、時間を決めてとか回数を決めてということやなしに、何回かに一回ぐらいはこういった会議をやろうというような定期的なという意味ですけれども、緊急時の対応への訓練として慣れておくことで、効果的な会議の開催や運営が可能になるのかなというふうに考えております。

こうしたことから、リモート会議の運営、運用に向けて、訓練を兼ねた会議開催を定期的に行うべきであるというふうに考えていますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、3点目の御質問、リモート会議を定期的に開催すべきではないかという御質問についてお答えをいたします。

代表的なリモート会議のソフトウェアでは、会議主催者がソフトウェア内でミーティングを設定し、そのミーティングに係るURLを参加者へメール送信することでリモート会議を容易に開催することができます。また、県においては、県防災情報通信システムによるテレビ会議システムが整備されており、新型コロナウイルス感染症対策本部員会議など市長出席の会議が従前よりも容易に開催をされております。

議員の御質問の趣旨は、リモート会議を開催する職員の技術的な活用能力の向上を目的としたものと考えますが、現状において、習熟した職員によるサポートができているため、リ

リモート会議の開催に係る支障は生じておりませんが、今後はさらに研修等を実施することにより、全職員がリモート会議を運営、活用できるよう進めてまいります。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 前向きに進めていこう、こういう答弁でしたので、今後に期待したいと思います。

蛇足になりますけれども、ソフトバンクともICT関連の提携も行っていますので、こうしたリモート会議の推進展開にはうってつけの立ち位置に見えるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひアドバイザーという形に位置づけて、職員はもちろんのこと、市民の皆さん、特に自治会や消防団、公民館活動や梅山大学の活動など幅広く呼びかけつつ、リモート会議の開催を参加しやすくする展開につなげていただきたい、いざというときにこれが大きな戦力として、あってはいけないんですけれども、活用できる環境になることを願ってこの質問を終わりたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

発言通告に従いまして、私は大きく2点質問いたします。

まず、1点目は学校に導入した児童・生徒用タブレット端末の活用について、2点目はコロナ禍における学校教育について、教育長にお聞きします。教育長におかれましては、初めての答弁でありますので、よろしく願いをいたします。

さて、GIGAスクール構想の発表当初、文部科学省はGIGAスクール構想の実現へに向けて、1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を取組の中心に位置づけてきました。そして、2023年度までの1人1台端末の整備を掲げて取組が進んでいた中、この新型コロナウイルスの流行と新しい新たな生活様式への対応を受けて、GIGAスクール構想は急加速してきました。GIGAスクール構想の加速による学びの保障として追加補正され、補正予算も大きく増額されました。その結果、10月に文部科学省から発表された端末利活用状況等の実態調査の結果では、現在ほとんどの自治体で既に1人1台端末や高速通信ネットワークが実現できている状況になってきました。

美濃市では、タブレット端末にはiPadをいち早く整備し、各学校で利活用されている取組に、まずもって感謝申し上げます。機器活用において、得意な先生もいれば不得意な先生も見えます。しかし、子供たちの学習に生かしていこうと試行錯誤しながら頑張っており

組んでみえる先生方が多くいらっしゃるという聞いており、先生方の御努力に感謝申し上げます。タブレットを使うことが目標ではありませんが、整備されたタブレットの活用が子供たちの学習に生かされることを大いに期待しております。まだまだスタートしたばかりですが、まず1点目の質問です。

学校教育におけるタブレット端末活用の考え方はどのようなか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 皆さん、おはようございます。

御存じのとおり、児童・生徒が社会に出る頃にはSociety5.0の社会が訪れていると言われています。全ての人と物がインターネット等でつながり、様々な知識や情報が共有され、スマートフォンやタブレットで身近な電化製品、またドローンなどの機械を操作したり、人間が行っていた作業をAIやロボットが代行したりすることが実現していくと考えられています。学校教育では、美濃市の児童・生徒がこのような情報化社会の中で力強く生き抜くための力を育てるためにタブレット端末をどんどん活用していく考えています。

そのための計画として、美濃市教育情報化推進計画を昨年度策定いたしました。この推進計画では、授業での活用方法、身につけさせたいICT機器を活用する力、個々の特性に合わせた活用方法、また環境整備等についても方向を示しています。今後はこの美濃市教育情報化推進計画に基づいて、タブレット端末の活用を積極的に進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

教育情報化推進計画を策定されて、それに基づいて活用されていくということでしたので、今後タブレットの活用を積極的に利活用を進められることを私もこれから見届けていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

さて、機器の導入当初では様々なトラブルが付きものですが、これは利活用しないと様々な問題点や課題は見つかってきません。先ほどリモート会議のことについて、辻議員の一般質問のほうでされた答弁では、職員はスキルがまだ必要だというようなことがあったりとか、まだまだ使えていないというような状況がありましたが、使わなければそれは出てきません。

一つとして、ウェブ会議ツールというものがありますが、様々なアプリがあります。導入当初はZoomを利用していたものを、今現在ではMicrosoft Teamsに変更したと、変更したというか、さらに追加したということだと思いますが、聞いております。様々なツールやアプリは使用してみないと、やはりそのよさや安全性などが分かりません。

私の4年生の孫は、関特別支援学校に通学しております。毎年、居住地にある小学校と交流を行っています。これを居住地校交流といいます。1・2年生は小学校に訪問して対面交流ができておりましたが、昨年は新型コロナウイルスの関係で中止となりました。このときはお手紙を頂いております。今年は関特別支援学校と小学校の先生との打合せで、オンラインでの交流が計画されました。関特別支援学校が利用しているウェブ会議ツールのWebex

xを活用し、交流されました。これは県のほうで活用されているそうです。小学校児童の保護者の方から、子供が関特別支援学校の教室の様子を見て心に残ったみたいですし、すてきな体験ができましたと、わざわざ私、教えていただきました。

また、このことを受けて担任の先生にお話を伺いました。映像や声はつながりましたが、全体音やCD音楽が伝わらなかったことが残念でしたとお聞きしました。これも積極的に活用していただいたおかげで成果や問題点が見つかってきたわけですね。このとき、もしICT支援員の方が近くに見えたら、この不具合もその場で解決できたかもしれません。現在、美濃市にはICT支援員が1人配置されておりますが、ICT支援のできる先生の育成や核になる先生の配置も今後大切になることだと思っております。

そこで、タブレット端末を利活用されてまだ間がないので、成果や課題はまだ少ないというふうには思いますが、2点目の質問に入ります。本年度の活用において、その成果と課題はどのようなか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） ただいまの須田議員の2点目の質問にお答えをさせていただきます。

市内での全ての学校、学級でタブレット端末を活用した授業を行っております。具体的な活用場面を幾つか紹介させていただきます。

例えば体育の跳び箱で、自分の動きを動画で撮影し跳び方を修正する。理科の実験を動画で撮影して、繰り返し再生し詳しく観察する。英語の授業で、美濃市を紹介する動画を撮影して英語で発表する。算数や数学で、自分の考えをタブレットにメモをして、大型テレビに映して意見交換をする。音楽の授業で、アプリを使って一人一人が作曲して発表する。社会科の授業で、工場とオンラインで結び、中継映像を見ながら会社の方に質問する。また、教科を問わずインターネット等で調べた資料をデジタルで編集してレポートを作るなど、様々な場面で活用されています。子供たちは使い方を自分から見つけたり教え合ったりして、どんどん活用を広げています。また、先ほどありましたICT支援員の支援、さらに堪能な教員のスキルの向上によって授業での活用がどんどん広がっているところです。

一方、視点を変えて鉛筆で文字を書くことが苦手な生徒がワープロ機能を使ってノートづくりをすることで、自分の考えを文字にすることへの抵抗感がなくなり、学習意欲が高まっているという効果も報告されています。

課題としましては、現場でもこれだけの規模で一気に導入されたことは初めてでしたので、機器の使い方の指導が先行しがちなことです。また、保護者からはトラブルに巻き込まれないだろうか、タブレットを使いたいじめは大丈夫だろうかという心配の声もいただいております。児童・生徒にはタブレット端末を使う上での情報モラル等について指導していくことが大切だと考えています。

現在は各学校で使い方を指導するときに、その都度情報モラルについても指導しています。さらに、指導に関する職員研修を行うとともに、市学校ICT活用プロジェクト会議において、市内共通して指導するための計画の作成を現在進めているところです。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

本年度のタブレットの活用についてまだ間がありませんが、具体的な成果が多くあったことを本当にうれしく思います。また、課題については今後も今言われた指導計画作成中というお話を伺いましたので、それを進めながら一つずつチャレンジしていただけたらありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、大きな2点目ですが、コロナ禍における学校教育についてお聞きいたします。

学校教育において、本物に触れることや様々な実体験をすること、仲間と関わり合い話し合う経験などは、教育のテーマの一つである感性とか想像力を育むためにとても重要だと私は考えております。

文部科学省の示していた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、近距離での活動や対面形式となる活動、近距離で大声を出す活動を制限しております。マスクの着用や授業中の活動の中で、児童・生徒同士が密閉空間で密接、密集とならないなど、感染状況の厳しい状況下では子供たちの学校生活はたくさんの制約を受けております。幸いにして現在は感染状況が落ち着いているため、ほぼ通常の学校生活が送れるようになってきたと聞いております。そのことはうれしく思っておりますが、ただまだ一方で、また新型コロナウイルスに新しい変異株オミクロン株が見つかったことで、今後の生活をやっぱり危惧しております。

そこで、コロナ禍における学校行事は全て中止にすれば簡単です。なくしてしまえば結構ですから。ただ、しかし学校行事における様々なすばらしい体験というのはほかの学習では簡単に得られないもので、子供の心を育て、自分の生き方についての考えを深めていきます。また、学級や学年、全校の集団を育て、よりよい人間関係を育てていく上でとても大切なものとなってきます。子供が友達と力を合わせて学校行事に取り組むことを通して、学校生活に満足感や充実感を味わうことができます。学校生活での大きな財産や思い出づくりにもつながっていきます。

コロナ禍においては、行事に対して様々な配慮が必要とされます。先生方は感染症対策で身体的距離を確保しなければならない中、子供たちの主体的な学びを育み、人と人とのつながりを感じ取ることができるようにするために、創意工夫を凝らした様々な行事の計画をしてみえることだと思っております。

そこで、コロナ禍における学校教育について3点質問いたします。

まず、1点目の質問でございます。本年度の運動会や修学旅行等の学校行事の実施状況はどのようなか、お伺いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） ただいまの須田議員の御質問に対してお答えをいたします。

私も学校行事等の重要性については全く同感であります。そのため、コロナへの感染のり

スクを考え、今年度につきましては、9月30日の緊急事態措置区域解除後の10月から、市内全小・中学校の学校行事を実施しました。

運動会は、感染防止のため学校規模に合わせて全校一斉、もしくは学年別で実施しました。どの学校も平日開催でしたが、多くの保護者が参観する中で行うことができました。修学旅行につきましても、全ての学校において1泊2日の行程で県内、もしくは県外を目的地として行いました。また、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大のため実施できなかった地域との交流活動や授業参観等の行事も感染症対策を行った上で始めています。

このように制限がある中でも様々な学校行事を行い、学校教育の充実を図っているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

昨年度は中止や短縮されたような行事等も、本年度は全ての学校で運動会や1泊2日の修学旅行が先生方の創意工夫によって実施されたこと、本当によかったなというふうに感じております。ありがとうございました。

では、次に文部科学省が10月に発表した児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（令和2年度）によりますと、小学生は6万3,350人（前年度比1万人増）、中学生は13万2,777人（前年度比4,855人増）という調査結果でした。また、不登校児童・生徒の55%が90日以上長期欠席をしており、不登校の小・中学生は2013年度から8年連続の増加で過去最多となっていますという記事がありました。また、学校には登校していても教室に入れない児童・生徒も増加しているとお聞きしております。

そこで、2つ目の質問です。不登校児童・生徒や教室に入れない児童・生徒の状況と対応はどのようなか、お聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 2点目の御質問にお答えいたします。

不登校の児童・生徒や教室に入れない児童・生徒の数については、県単位では公表されていますが、市単位での公表はできません。しかしながら、美濃市内でも不登校や教室に入れない児童・生徒はいます。この中で教室に入れない児童・生徒は、登校して学校の別室で生活したり、教育委員会に設置しているほほえみ教室で生活したりしています。

こうした不登校や教室に入れない児童・生徒に対しては、学校が家庭への連絡や訪問を頻繁に行い、学校と児童・生徒間の信頼関係の上で支えていくことを大切にしています。

また、タブレット端末を整備してからは、本人の希望に応じて授業の様子をライブ配信し、自宅や学校の別室で視聴して学習しています。ライブ配信では、休み時間にオンラインで児童・生徒同士が雑談する場面も見られ、学習面の支援に加え、学校とのつながりづくりに効果が見られます。

本年度、このような対応を継続した結果、学校に来られなかったがほほえみ教室に通うよ

うになった、ほほえみ教室だけに通っていた状況から登校できるようになった、別室登校から教室に行けるようになったなど、それぞれの状況から改善した例があります。

教育委員会としては、不登校などの児童・生徒への丁寧な対応はもちろん、今後そうした児童・生徒が増えないようにしていくことが大切であると考えています。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

今お聞きしまして、不登校児童・生徒や教室に入れない児童・生徒の状況がタブレットの活用により改善された事例があるということをお聞きして、素晴らしい成果やなというふう
に思っております。今後も、困っている児童・生徒、また支援を必要としている児童・生徒、
保護者の思いに寄り添った支援ができることを望んでおります。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。コロナ禍における学校教育について、まだ教育長が就
任されて1年たちませんが、教育長として大切にしてきたことはどのようなことか、お伺い
いたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 3点目の御質問にお答えをいたします。

コロナ禍における学校教育で大切にしていることは、大きく2つあります。

1つ目は、学校が安全で安心できる場所にすることです。校内の感染症対策を十分に行い、
学校でクラスターが発生しないよう最善の努力をしています。また、コロナハラスメント等
の新型コロナウイルス感染症が起因となるいじめが起きないための配慮と心の教育を現在進
めています。

2つ目は、子供たちの学びを止めないようにすることです。感染症対策のため、やむを得
ず教育活動を制限しなければならない状況の中でも、可能な限り教師と児童・生徒、また児
童・生徒同士のつながりを大切にした教育活動を実施し、対面での授業を基本として授業時
間を確保しています。その中でも運動会や修学旅行など児童・生徒にとって教育効果が高い
学校行事、また様々な体験活動や地域との交流活動については、むやみに中止とせず、内容
や方法を工夫しながら実施するよう努力してきました。

コロナ禍の終息はなかなか見えてきませんが、教育大綱の基本理念でもある、夢を持って
たくましく生き、ふるさと美濃の未来を担う子供に育つことを願い、今後も学校教育を充実
させていきたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

美濃に育つ子供たちのために、教育長がリーダーシップを発揮され、コロナ禍であっても
美濃市の教育が素晴らしいものとなることを切に願っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

私は発言通告に従いまして、一問一答形式で2点の一般質問を行います。

順序としましては、1点目は子ども福祉について、2点目は社会的ひきこもりについての2点であります。

では、最初に子ども福祉についての質問を行います。

世界ではコロナ禍の第6波が懸念されています。日本では新しい生活様式やマスクの着用、ワクチン接種等、蔓延防止に対する意識の高さや行動規範などが定着していることなどから、現在のところ感染者は低い水準で落ち着いています。

一方、この2年間の社会状況の変化によって、私たちは学校や職場、地域や家庭など市民生活全般において見直しをしなければならなくなりました。中でも、子供たちへの影響については計り知れないものがあります。変化に伴って、家庭では変えざるを得ないことが起きました。大人のように子供が自分のことについて十分に表現できるわけではありません。そのために私たち大人は、特に成長期の子供たちの見えにくい側面を見逃さないように継続した見守りが求められます。

スタートした第6次総合計画にも持続可能な開発目標の視点が加わり、54の施策において心身ともに健やかに生き生きと暮らせる子供たちが誇りに思い輝くまちを、全ての子供が豊かに育まれるまちづくりなど、関連する施策6から14を掲げられ、この領域では福祉課が中心的な役割を担い、さらにきめ細かい実施計画を練ることになっています。市民への周知活動では、市長じきじきに市民の声を反映させ、今後も柔軟に対応し、それを生かして進めていくと言われました。

このような社会状況下での子供の健全な成長を懸念し、幾つかの側面から質問項目を設定いたしました。

1つ目の質問です。コロナ禍は、子供の心身の健康に多大な影響をもたらしています。今もなお問題を抱えたまま、子供自身や保護者、または家族の人間関係など立ち直りに困難な状況にあるケースも推定されます。全国的にも胸を痛める悲しい出来事が発生しています。誰一人取り残さないSDGsの目標は、市民の誰もが意識してこそ意味あるものになります。

これまで福祉関連の相談窓口は健康福祉課でした。今年度からは、福祉子ども課と高齢福祉保険課の2つに分けられました。市民は相談内容に応じてどちらへ行けばよいのか事前に把握でき、効率よく動けるようになりました。どのような経緯を経て健康福祉課が、福祉子ども課と高齢福祉保険課の2つに分けられたのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、こんにちは。

それでは、永田議員の子ども福祉についての1点目の質問、どのような経緯を経て健康福祉課が2つの課に分けられたのかについてお答えいたします。

これまで健康福祉課では、生活保護、家庭児童、児童保育、要保護児童、障がい福祉、地

域改善、シニアクラブ、高齢者福祉、介護保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉相談支援、社会福祉施設管理など、多岐にわたる事業について1つの課で対応してまいりました。そのような中、民生部から行政運営の効率化を図り、従来の事業に加えて、高齢者に対する健康づくりを通じた保健事業と介護予防を一体的に取り組み、また国民健康保険の賦課などを行う高齢福祉保険課と、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子供への包括支援を行い、さらに国において検討が進められている子供の医療、保健、療育、福祉、教育を一元的に所管する子ども庁の創設について対応していくために福祉子ども課に分けるという組織改編の要請がございました。検討した結果、高齢者の福祉を行う高齢福祉保険課と、子供と社会福祉を行う福祉子ども課の2つの課を創設したところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 年度を追うごとに高齢者数は増加して、国の社会保障関連制度も多岐になってきました。同時に出生率低下で少子化が進み、それに伴って人口減少をいかに食い止めることができるか、行政の課題は深刻化しています。それまでの事業はより細分化され、対応に係る時間も増えていることが予想されます。

子ども庁の創設への対応にも触れていただきました。国は早急に対応すると言いつつ、実際には2023年に先送り、現在は検討段階と報じられています。子ども庁について、子供のいじめや虐待、貧困など、困難を抱える子供の支援に関わる問題に一元的に取り組む新たな組織を目指すとしています。2023年度には国の方針を受け、新組織として市も対応することになっています。

今回の私の質問では、項目は1つであっても担当課が4つあり、横のつながりがないために時間も制約もかかってきました。これを市民対応のサービスに置き換えた場合、担当課を回るだけでも負担が大きいということが体験的に分かりました。

今年度から窓口が年齢別に分けられたことによって、来庁者である高齢者及びその家族にはより丁寧に、また子供を持つ保護者にとっては手続を迅速に済ませることなどのサービス対応が可能になってきました。窓口は市の顔であります。国の動きと相まって、今年度からの2つの分課は、安心して相談することができ、確実に手続も完了できると確信しました。さらなるサービスの徹底を願います。

2つ目の質問です。2つに分けられたことによって、市民、特に子育て世代にある保護者は、これまで以上により細かな内容を安心して相談できると受け止められたと思います。そこで、子供の福祉関連の相談について、過去5年間の子供に関する相談件数と相談内容にはどのようなものがあるかについてお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、こんにちは。

それでは、2点目の御質問、過去5年間の子供に関する相談件数と相談内容についてお答えをさせていただきます。

福祉子ども課の家庭児童相談員に対する子供に関する新規の相談件数は、平成28年度が19件、平成29年度が20件、平成30年度が23件、令和元年度が25件、令和2年度が23件と増加傾向にあり、今年度につきましても11月末時点で30件と大きく増加しているところであります。

相談内容としては、児童虐待に関するものが多く、次いで保護者の離婚等による養育上の問題に関するものや、不登校、生活習慣の著しい逸脱や行動上の問題に関するものが挙げられます。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 相談件数の増加は、コロナ禍の蔓延防止、それに伴う社会状況の大きな変化に起因しているということは明白です。全国的な現象であり、多くの市町村はそれに対して多様な施策を講じてきました。全世界で発生し、現在も新たな変異株の拡大を懸念して、各国は意識を新たに防止対策の徹底を図っています。美濃市も継続して予防の啓発に取り組み、この約2年間、市民は新しい生活様式の徹底を通して対応してきました。

特に今年度11月末時点の数、年度末までに予想される相談件数を含めて、これをどう受け止め、今後はどのようにしていくのかは喫緊の課題です。内容別に4分類、30件のうち、さらに詳細に分類すると一番多いのは何か。その背景から今後の予測も可能になるはずですが。

先ほどの子ども庁創設に先立ち、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、これまでの包括的相談支援事業に新たに3つの事業を位置づけ、重層的支援体制整備を打ち出しています。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援で地域づくり事業の3点です。これに基づく福祉子ども課の働きはいかなるものか、市民は注視しております。

次、3つ目の質問です。昨年5月には、コロナ禍蔓延防止のために小・中学校は全国一斉に休校になりました。関係機関において、職員の皆さん方の働きによって長期に及ぶ休校も無事に乗り越えることができました。家庭や地域は安心して登下校の子供たちを見守っておられました。

留守家庭児童教室は、保護者が安心して働くことができる放課後の子供の居場所です。コロナ禍はいまだ収束はしていません。働きに出ている保護者の方々にもコロナ禍の影響は出ています。そうした状況下で、現在はどうなっているのか、利用者数はどのように変わっているのか、これはうかがい知ることができないか。そこで、子育て世帯支援サービスの充実を図る留守家庭児童教室の過去3年間の利用者数の推移はどのようかについてお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 3点目の御質問についてお答えさせていただきます。

留守家庭児童教室は、小学校1年生から4年生までの共働きなどにより放課後留守になる家庭の児童を対象に、指導員の下で遊びや読書、図画工作、自習などを行い、児童の健全育成を図ろうとするもので、美濃市では平成15年に始まり、小学校区ごとに美濃第一、美濃第二、牧谷、大矢田、藍見、中有知の6教室が設けられております。

過去3年間における12月1日現在の利用者総数は、令和元年度が223人、令和2年度が186人、令和3年度が173人となっています。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 留守家庭児童教室の利用者数は、減少傾向にあると言えます。3年前の利用者数は、コロナ感染拡大防止の始まりの年に当たります。長期間の休校が続く中、保護者や家族が非正規で働く勤務先でも少なからず働く時間に影響が出てきました。

それまでは留守家庭の子供の放課後も安心して過ごせる居場所として利用されてきました。利用者数が2年連続で37人、13人と減少していることは、コロナ禍の影響によって勤務時間に変化が生じた保護者や家族の在宅の時間が増えたことと無関係ではありません。

学校が再開されるまでは御近所の家々では子供の声が聞こえ、今までにない情景が見られました。家族そろって行動する姿、家庭菜園で一緒に働く姿、季節の変化とともに、初夏にはバーベキューや水遊びなど、どこにも出かけず我が家で家族そろって過ごす姿が今も印象深く残っています。家庭や地域での活動に多大な影響を及ぼしたコロナ禍、利用状況にもこれほどの変化が表れたとは驚きです。ある意味で家族がそろって行動を共にしながら、関わり合う楽しさの気づきになったとも言えます。

利用者数の減少によって、教室の存続を危ぶみ、心配する声も聞かれます。長い歴史を誇る放課後の子供の居場所です。経済活動の再生と相まって縮小、閉鎖されることがないことを要望いたします。

続いて、4つ目の質問に移ります。コロナ禍によって、子育て世代である保護者の働き方や勤務状況も変化し、一部ではかなり切り詰めた生活を余儀なくさせられているといった現状を聞きます。特に、中学生や高校生のいる家庭への影響は大きいです。現在、国も一時的ですが、子育て世帯に対する新たな経済支援の施策が発表されたばかりです。これまでも義務教育期間中の子育て支援もされてきました。しかし、子供が社会に出て働くまでは一般的な家庭の衣食住に係る経費は相当なものがあります。

若い子育て世代の母親からは、夫婦共働きでも預金する余裕はない。今は社会全体が消費に消極的で、店の利用者数も激減し、これまでにためたお金を切り崩して生活していると言います。補助金対象から外れた業種の仕事を持ち、複数の児童・生徒の親としては相当に切り詰めないと生活できない思いが伝わってきます。また、幾ら補助金が出ても一時しのぎにすぎない。だから、3人の子供を抱え、先が読めない現状から廃業しかなく、業種を変えて何とか切り抜けようと努力しているところだといった保護者の切実な声も届きます。

この2年間の経済的打撃はこんなところにまでと驚かされる事実が幾つかあることも分かってきました。その中に女子の生理用品が十分に用意できない家庭もあり、そのために悩み、学校を休む子もいることが報道されています。個別のデリケートな問題であるだけに把握しにくい現実です。

人口減少が続く、若い世代が多くない美濃市では周囲の人は気づいていないのではないかと

とも思われます。また、個別には、毎月の生理に頭痛や腹痛を伴う場合もあり、薬を購入し服用する人もいます。テレビ等の情報ネットには快適使用をうたう新商品のコマーシャルが続きますが、必需品であるがゆえに購入代金は意外に高いのです。そのような現実とは裏腹に、毎月の衛生必需品である生理用品は経済的圧迫のためにこれを用意できなかつたり、利用方法を考えて節約しなければならなかつたりして、そのために悩み、学校を休む子もいることが分かってきました。

かつては生理について話すことさえ遠慮した時代がありました。現在、全国の小・中学校では小学校の1年生から人体の発達、成長について科学的視点で性教育を学んでいます。海外ではかなり進んだ内容を学習している国もあります。トイレにはトイレットペーパーが常設されています。同様に、女子の生理用品もコロナ禍による経済状況の変化を機に、誰をも取り残さない目標を目指してトイレに常設されてもいいのではないかと考えている女性たちも増えています。学校の保健室では用意することを忘れてしまった子、用意していても足りなくなった子など、多様な対応がなされていると思います。

一方では、生活困窮、要保護、準要保護家庭、生活保護世帯などは別枠の支援もなされていますから、不安はないはずです。ところが、コロナ禍によって制度の枠以上に困っている家庭もないとは言えません。用足しをする際に、利用したい人なら誰でも利用可能な学校環境を用意することは、安心して学校生活を送ることができる子供の福祉につながります。

そこで、市内の小・中学校では生理用品に困っている児童・生徒への対応はどのようなか、お尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、4点目につきまして教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

学校では、常に児童・生徒の生活状況について気にかけており、現時点では日常的に困っている児童・生徒は確認しておりません。しかし、生理用品は以前から保健室に準備しており、児童・生徒が困ったときにはいつでも利用できるようにしております。児童・生徒が遠慮したり我慢したりすることがないように、養護教諭が保健の授業などで学校で急に生理になったり、持ってきていなかったりするときには気軽に保健室へ来るよう指導をしております。保健室は児童・生徒が日常的に利用できる雰囲気にしており、本年度においても保健室に生理用品を取りに来た事例はあります。もちろん返却の必要はございません。

困っている児童・生徒に生理用品が渡ればいいというわけではなく、そのことをきっかけにして教育相談を行い、必要な支援を行うことが大切だと考えております。生理用品を取りに来た児童・生徒一人一人に養護教諭が声をかけて寄り添うことで、表面化していない困り感も把握して、丁寧な対応をすることに心がけております。もし生活に困窮している状況を確認した場合には、速やかに関係機関と連携し、家庭全体について支援する方向での対応としております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁による対応では、保健室に行き、その旨を申し出なければなりません。本人から、これからトイレに行きます、あるいは行こうとしていますの意思表示を受けてからの対応です。また、寄り添う姿勢は4月1日に施行の改正社会福祉法で明示された支援体制の構築の強化と重なり、日常的でささいなことであるがゆえに当然の対応です。使ったものは後日返しているかどうか、今回の答弁で分かりました。返す必要がない、これは一つの安心材料であります。

さて、答弁の背景にある現状の説明では、学校は日頃も児童・生徒の生活状況を気にかけていて、特に日常的に困っている児童・生徒の確認はしていない。対応については、保健室に用意されているから、そこで必要な旨を伝え、教員の指導を受け、困り事があれば聞いてもらい、学校が困窮の実態を把握した場合は関係諸機関と連携して対応しているとあります。現状はよく分かりました。

ここで今必要とする児童・生徒の目線で捉えると、じゃあこれで十分かとは言い切れません。かつて私たちもそうであったように、成長期の児童・生徒、見た目は違い、とてもデリケートです。特に女子においては人様々であります。ある学校では恥ずかしがりやの子はなかなか言い出せずちゅうちょしているよという、そんな実態を教えてもらいました。

ここで参考までに申し上げます。「生理の貧困県支援―学校や民間団体を通じ用品」といった中日新聞が報じた記事内容です。県は社会問題として受け止め、学校現場や民間団体を通じて生理用品の配付に取り組む。事業費の計上もされている。県内の小・中・高校などの多くは美濃市内と同様に対応しています。ただ、児童・生徒が人目を気にして受け取ることが難しい場合もあるとし、一部の高校と高山市の小・中学校では、トイレに生理用品を常備する方法を取っています。県教育長はこの取組を参考にして、県立高校や特別支援校でも気兼ねなく手にすることができるように検討すると述べています。また、9日の関市議会でも来年度一部の小・中学校に試験的にトイレに常備し、その成果や課題を踏まえて今後常備する学校を増やすと答弁しています。生理用品に関わり県の捉え方を受け、他の市町村でもトイレに常備する対応が広がりつつあります。女子にしか理解できない課題です。女子にアンケートをし、結果を参考にして学校のトイレに生理用品を常備することについて検討していただくことを強く要望いたします。

5つ目の質問です。病気や障がいのある家庭を世話する18歳未満のヤングケアラー、法令上の定義はなされていませんが、本来なら大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供のこととされています。中高生の20人に1人が担っていると見られる調査結果を厚生労働省がまとめて公表しています。これによって、各自治体の調査も広がりつつあります。このことが原因で心の病となり、コロナ禍以前から把握されないまま見えにくくなることもあるという実態、保健分野の対応によって見えにくい側面であるだけに、早期に対応することも重要な課題です。

美濃市ではこれまでに相談はあったかどうか、ヤングケアラーについて実態調査をする考

えはないかお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 5点目の御質問、ヤングケアラーについて実態調査をする考えはないかについてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの実態調査につきましては、昨年度から県と連携し、美濃市の要保護児童・DV防止対策地域協議会を通した確認を行っており、昨年度も本年度もいずれも該当児童数はゼロでありました。

しかし、今後、いつ該当児童が確認されるか分かりませんので、引き続き協議会をはじめ民生委員・児童委員や学校など教育現場などとも連携を図りながら、その実態把握に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 既に県との連携によって、美濃市における該当者はゼロであることが分かりました。今のところ安心していいのかもしれない。

ただ、結果はそうであっても、部長にお答えいただいたように誰にも相談できないまま孤立していることもないとは言いきれません。既に過去の経験となり、体験談で語るケースもあります。そうした体験談の中には、共働きの両親が不在の間は祖母の介護や家事を担い、家庭学習や友達との交遊もできずに将来の夢を諦めた体験など、様々な負担が子供に課せられ、将来を限定してしまう結果になってしまったことなどがあります。

問題は、世話をしている子供の5ないし6割が世話について相談した経験はない、相談するほどのことではないと思っている実態です。家族ですから当然のことだと、そういう認識が強いんだと思います。行政が子供の相談に乗って、経済的支援や介護保険などの利用を働きかけることが求められます。美濃市でも引き続き実態把握に向けた行政の働きかけが行われることを要望いたします。

2点目の質問に移ります。2点目は社会的ひきこもりについてであります。

社会的ひきこもりについて、2019年、内閣府は40歳から64歳のシニア層対象のひきこもりの実態調査結果では、その数61万3,000人、続く2016年の対象年齢15歳から39歳の調査では54万1,000人、合わせると100万以上の人々がひきこもり状態である実態が明らかになりました。そして、最近のコロナ禍による経済の低迷は、さらなる増加傾向を予測させます。現在でも恐らく200万人はいるであろうと見ている研究者グループもいます。懸念されることは8050問題にとどまらず、7040、9060と年齢が若年化、あるいは高齢化へと進むことです。ひきこもりの高齢化と長期化はどうしても考えなければならない問題です。若年層のひきこもりが増加すれば労働者人口はますます減り、社会的にも大切な力の損失につながる可能性やひきこもりの老後の社会保障の問題も出てきます。

過去2回にわたる質問と答弁により、この問題は見えにくい社会の側面であるために、市としてもその手だてとして明快な方法がないまま今日に至ることを、特に令和3年6月議会

で示していただきました。だけれども、今回のコロナ禍は私たちにひきこもりはどこでも誰でも何歳からでも起こり得る可能性があることを考えるきっかけにしていると受け止め、実態把握の可能性を模索する必要があると思います。

厚労省はこの問題で、2025年、2040年の問題も見据え、それまでの法律について議論し検討し、改正社会福祉法を令和3年4月1日に施行しました。この改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備を示しています。個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、誰にでも起こり得る、しかも個別性が極めて高く、対象者別の各制度の支援の実践の対応に苦慮していると述べています。つまり、課題に対する明確な解決策は打ち出しにくい状況にあるということです。共同体機能の脆弱化、人口減による担い手不足に対する手だては、地域や一人一人の多様性を前提とした人と社会のつながり、支え合う取組の環境整備であると述べています。リスクの複雑化、多様化、この課題に社会的孤立、8050問題を明示しています。

美濃市では体制について、1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりの3点をリンクさせながら一体的に実施する包括的な支援体制整備を目指しています。その支援につなげる中核として相談支援というのがあります。そこで、これまでも地域包括センターの相談窓口には様々な内容の相談が持ち込まれていると思います。

1つ目の質問、ひきこもりの方がいる高齢者世帯の相談はどのようなか、答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 社会的ひきこもりについての1点目の御質問、ひきこもりの方がいる高齢者世帯の相談はどのようなかについてお答えさせていただきます。

市窓口へひきこもりについての直接的な相談はございませんが、地域包括支援センターに寄せられた高齢者やその家族からの相談を入り口として状況を把握する中、ひきこもり状態と思われる方を抱える高齢者がみえる御家庭からの相談も見受けられました。

把握した内容といたしましては、親自身の介護、経済的事項、就労に関する事などとなっており、件数といたしましては、令和元年度が5件、令和2年度が7件、令和3年度が11月末時点で2件でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 相談件数はかなりの増加を予想しておりましたが、さほど多くはなく、客観的に捉えればひきこもりで困っているとは言い切れないのが実態だと分かりました。高齢者世帯から地域包括センターに寄せられたその内容からは、直接的ではなく、あくまでもそのように見受けられる程度の内容にすぎないことを伝えています。

実態が明確でない美濃市の現状、相談を待ち受けるだけではひきこもり状態からの脱出は難しいのではないかと思います。今回ひきこもり問題を重視した新たな支援体制、これは今、このときにこそうまく活用しながら、新たに美濃市でも相談体制を用意していく絶好のチャンスではないかと思われまます。特定できない、非常にプライバシーに関する難しい問題であ

ります。けれど、だからといってそのままにしておくということが、やがて数を増やし、あるいは予期しない出来事につながる結果もないとは言えません。ですから、今回の改正社会福祉法では、特に相談支援とか参加支援、これは地域づくりということで、その当事者、それから行政、関わる人だけじゃなくて、広くその糸口を、脱出するきっかけを用意していく、そんなふうに関係してつくることのできるのではないかと私は確信しております。

持ち込まれた相談もアウトリーチを含めて、アウトリーチはしないという県の方針も県の調査ではうかがえますが、このアウトリーチも含めて経済的につながり続ける伴走支援の糸口として生かし、突破口にできないかと思うのであります。このままでは現状を見詰めるだけ、ぜひここで行政としての方策を考えられるよう要望いたします。既に先ほどの部長の中には、相談件数を分類別に分けて教えていただきました。これも既にその条件を十分に活用なさっていることだとも受け取れます。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問です。社会的ひきこもりにおける実態把握は非常に困難とされていますが、岐阜県はひきこもり等に関する状況調査を令和元年7月から8月にかけて行い、43ページにまとめて、令和2年3月に公表しています。具体的な調査票も添付され、難しいとされる実態把握の方法として参考にできると思います。

美濃市は10年後を見据えた第6次総合計画の実施計画との関わりからも、この問題を今こそ積極的に取り組まねばならない時期にあります。ひきこもり状態から抜け出て、就労までこぎ着けることは、ひきこもり期間が長ければ長いほど抜け出すための時間や場所が必要です。籠もる状態に至った原因も様々であり、性格によると言われますが、社会的ひきこもりで一番多いのは失業になっています。

美濃市の総合計画には細部にわたる項目が上げられ、今後の指針もよく分かるようになっています。ニートやひきこもりに対する支援の充実の事業は、現在では実態把握が十分とは言えません。ですから、アンケートをすとか、それからそのほかの状況調査によって具体的な方向性が見えてくるのではないかとと言えます。

そこで、市独自でひきこもりに関する状況調査はできないか、答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 御質問の2点目についてお答えさせていただきます。

令和元年度に県で実施されたひきこもり等に関する実態調査につきましては、ひきこもり状態の方について、おおむね15歳から64歳までの方で、就学、就労等の社会参加を避けて、長い間家庭にとどまり続けている状態の方とした上で、民生委員、児童委員の方々の協力を得て、個人情報とプライバシーに配慮しながら戸別訪問や関係機関等への照会を行わない方法で、把握されているひきこもり状態にある方の状況や委員が考える課題等を把握する調査として実施されました。

その調査結果として、民生委員が把握しているひきこもり状態の方の人数は、県内で1,174人、中濃圏域で274人でありましたが、市といたしましても一定程度の把握はしており

ますので、市独自で実態調査を行う予定はございませんが、常日頃から民生委員を通じた情報収集など状況把握に努めるとともに、相談しやすい体制を心がけているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市独自では何も行わないが結論であると受け止めました。

最初の質問の答弁内容では、実数が把握しにくい現状ではないかと思われる、その状態、現状を説明されましたが、ここでは一定程度の把握はできていると述べられています。民生委員による情報収集だけでは、これまでと何ら変わりはありません。また、待ち受けているだけでも大変つかみにくいことが続きます。

そこで、把握されている対象者に寄り添って家族や地域とも段階的にコミュニケーションを取りながら交流の輪を広げ、出口につなげることはさほど難しくはないと考えますが、取り方によっては大変それも難しいと言えるかもしれません。このままでは今後増加していくかもしれない全国的課題であるひきこもり問題を見ているだけになります。規模が小さい美濃市です。顔が見えるだけにやりにくいかもしれませんが、状況調査を行わないのなら、それに代わる何らかの手だての工夫はできるのではないのでしょうか。

そこで、次のことを提案して今後の道筋につなげていただきたいと思います。

1つは、空き家などを活用して相談者が訪れやすい環境整備をする。それに伴う専門的知見を持つボランティアを募集して対応する。これは地域づくりに向けた国の支援が受けられます。

2つ目は、耕作放棄地を活用し、自由に参加できる作業場を提供して、協働の場づくりをする。地域住民の協力も視野に入れ、利益を求めない緩やかな居場所を用意する。

3つ目は、孤立化を防ぐためにケアや支え合う関係性を基本とした交流の場づくり。これは2番の作業をしながら協働で働くその場所からも生まれる対話が、最初は沈黙から始まり、体の動きから交流に広がっていくという利点もあると思います。

美濃の市民力はいろいろな形で今も生かされております。こうした市民力を地域力と重ね、ひきこもり状態の緩和につなげていきたいと思っております。3つの提案については、今後市の担当課のほうでも検討していただくことをここで要望いたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時10分から再開いたします。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時10分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従い、一問一答形式で市内の事業者に対する商品開発・技術開発の促進及び支援について4つの質問を産業振興部長にいたしますので、よろしくお願いします。

近年の製造業における国際競争の激化に伴い、日本の製造業の就業者数は減少の一途をたどっています。国勢調査によれば、2000年時点の製造業就業者数は約1,200万人、就業者総数に占める割合は19.0%であったのに対し、2019年時点では約1,060万人まで落ち込み、その割合は15.8%となっています。このような製造業における雇用縮小は、これまで製造業を主たる産業としていた地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしています。

私は9月定例会の一般質問の中で、少子化が進む現在、これまで以上に人は宝であり、財産として確保が未来を開く上で有用であり、当然ながら本市においても若者世代の人材確保が大きな課題であると申し上げました。

御承知のように、総人口の減少基調が続き、少子高齢化が進む中、地元産業と市内事業者さんの発展は本市における人口減少の抑制になると思われれます。企業において高付加価値の製品・商品を生産・販売できなければ、必然的に労働者の賃金は低くなり、若年労働者には魅力的な労働の場とならず、結果として後継者難イコール高齢化という問題を発生させます。全国の地場産業全体を見た場合には、多くの地場産業が低賃金状況に依存した体質を克服することができず、それを脱するための高付加価値の製品・商品を開発する能力に欠けていたことを意味しているように思われれます。社会経済情勢が目まぐるしく変化する現代、商品等に対する社会ニーズは常に変化し、かつ多様化しています。

こうした中、本市経済の中核をなす市内中小企業が新たな商品や技術の開発、他業種への進出など、従来の枠にとらわれない新たな取組を積極的に展開することが重要であると考えられます。そして今以上に若者が働きたいと思える企業に発展していただき、若者世代の人材確保につながることを望んでおります。

ここで1点目の質問です。

本市において、市内事業者に対する商品開発・技術開発のこれまでの支援はどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） それでは、松嶋議員の市内の事業者に対する商品開発・技術開発の促進及び支援についての1点目、市内事業者への商品開発・技術開発のこれまでの支援につきましてお答えをいたします。

国や県、商工会議所などとの連携により各種支援制度や取組を御紹介したり、相談窓口を設置するなどの支援をこれまで行っております。

国においては、生産性向上に資する革新的サービス開発や試作品開発などを行うための設備投資を支援するものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助制度などが、県では、新商品創出の情報提供支援、また新技術・新商品の評価をする取組などの支援があり、それぞ

れ市や商工会議所において事業者からの相談に応じています。

また、市においても2つの支援制度を設けております。

1つ目は、地域経済の活性化及び地場産業の振興と雇用の創出を図ることを目的とする特産品開発等事業支援制度で、この制度は農林水産物や美濃和紙などの地域資源等を活用した特産品の開発や販売を支援するもので、平成27年度からこれまでに25件の活用をいただいております。

2つ目は、起業家を対象とした新事業開発補助制度で、この制度は、新しい事業の創出を促進するため、アイデアや企画段階における新たな技術研究開発・市場開拓などを行い、企業として自立しようとする起業家を支援するものでございます。平成15年度からこれまでに8件の活用がありました。

そのほかにも、主に経営面や助成制度などの幅広い支援体制を有する公益財団法人岐阜県産業経済振興センターの専門家によるビジネス相談窓口を美濃商工会議所に設置し、事業者からの相談を受けているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

国や県、そして市の支援制度・取組の説明や窓口の設置、商工会議所との連携、また特産物の開発など、これまでの市の支援の状況について理解いたしました。

2つ目の質問に移ります。

岐阜県では、成長雇用戦略「企業技術力強化支援プロジェクト」の一環として、工業系試験研究機関の再編・集約による企業支援機能の強化が進められ、2019年6月に工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所の機能を集約した新たなものづくり拠点、岐阜県産業技術総合センターが整備されました。産業技術総合センターは、ものづくり技術に関する総合的な研究開発・技術支援の拠点として多種多様な技術相談にワンストップ対応するほか、各分野の独自技術の複合化や異分野との連携・融合により新技術・新製品の開発を支援しております。美濃市にありました県紙業センターの機能も整備されており、場所は美濃市小瀬で、ここから車で約10分程度と近いところにあります。

本市に関連する事項として、岐阜県産業技術総合センターの令和2年研究報告によると、美濃市産コウゾの高品質化の栽培・管理技術の開発が行われています。そのほかにも商品開発・技術開発の相談が市内事業者さんからあったと聞いております。

ここで2つ目の質問です。

市内事業者において、商品開発・技術開発を目的とした岐阜県産業技術総合センターの利用状況はどのようなか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の岐阜県産業技術総合センターの利用状況についてお答えします。

センターは、岐阜県が地域産業の育成を目的に設置する試験研究機関10機関のうちの一つで、主に機械、金属、電気、電子、プラスチック、繊維、パルプ、紙などの製品を製造するものづくり企業の技術相談や品質の分析や試験といった技術的支援と企業との連携による研究開発、企業技術者の育成を担う機関です。

市内の事業者においても、既存製品の品質管理試験や分析試験のほか、製品開発や加工技術の支援などの用途で多くの利用があると聞いております。

センターの利用状況につきましては、既存製品の品質管理に係る利用と商品開発や技術開発に係る利用の明確な区別がありませんので、センター利用全体の状況について説明させていただきます。

令和元年6月にセンターが開設されてから本年10月末までの技術相談の件数は9,894件、うち市内の事業者は465件、品質分析試験等の件数は2万3,358件、うち市内の事業者からは1,958件でした。

また、センターが保有する加工機器や測定機器等を事業者自らが借用して利用する件数については、件数の集計はないとのことですが、利用時間数は延べ2万5,361時間、うち市内の事業者からは延べ436時間となっております。

利用した市内の事業者数につきましては、業種ごとに見ますと、パルプ、紙、紙加工品製造業が55事業所と最も多く、次いでプラスチック、金属製品製造業が23事業者でした。その他延べ162の事業者がこのセンターの開設以来、利用していると聞いております。

また、議員が申されました美濃市産コウゾの高品質化の栽培・管理技術の開発につきましても、技術開発を研究課題として取り組んでいただいているということでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

現状での市内事業者さんの利用状況について、ある程度理解できたというふうに思っております。

次に、3つ目の質問に移ります。

産業技術総合センターは県の施設であります。企業の身近な研究室として利活用いただけるよう、幅広い分野に対応する各種試作機や評価分析機器等を新設・拡充させ、機械、金属、紙、化学をはじめとする各地域産業から航空機などの成長産業に至る幅広い支援により、本県産業の持続的な発展に貢献するとしております。

取組事項では、1. 県内企業や業界団体からの技術相談・技術支援においては、ワンストップで親身になって丁寧に対応し、積極的に企業等の現場に出かけて対応します。2. 岐阜県成長雇用戦略に基づき、成長分野に必要な機器を整備し、優れたものづくり技術やノウハウを成長分野に展開できる活動を積極的に実施します。3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業の早期業績回復のための新たな事業展開や、新技術、新製品開発などを積極的に支援します。このようであります。これについては、やはり市内事業者さんに

とって非常に利用価値の高い施設であると考えております。

ここで3つ目の質問です。

商品開発・技術開発を目的として、岐阜県産業技術総合センターの利活用を促進すべきと考えるが、市内事業者への周知と働きかけについての市の考えはどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 3点目の御質問、センターの利用促進について、市内事業者への周知と働きかけをどのように考えているかについてお答えいたします。

センターには非常に高価な測定機器や加工機器等が配備されており、商品開発や技術開発に係るセンターのノウハウや機器等を今後も積極的に活用していただきたいと考えております。

また、センターでは業種別セミナーや施設見学会の開催が随時可能ということですので、市内事業者から相談や要望があった場合には利用を促してまいります。

なお、本市ホームページにおいても、センターをはじめ県の試験研究機関を紹介し、製品に応じた利活用ができるよう周知を図ってまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

産業技術総合センターは、私も昨年視察に行きましたが、本当に充実した研究施設であります。本市からも近いので、答弁いただいたように積極的な周知を図っていただいて、セミナーや見学会などの企画、実際の開催をしていただくことをお願いいたします。

最後の4つ目の質問に移ります。

コロナ禍において、岐阜県では、地場産業に関わる製造業を営む県内中小企業者等によるアフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化の取組を支援するため、アフターコロナ対応新商品開発支援補助金に係る事業提案を令和3年4月16日から5月31日にかけて募集が行われておりました。

このように、これまで商工業の発展と支援については国や県が主導し、商工会議所が働きかけを行ってきたことが多いように思われます。しかしながら、冒頭で申し上げたように、社会経済情勢が目まぐるしく変化する現代、商品等に対する社会ニーズは常に変化し、かつ多様化しています。

こうした中、本市経済の中核をなす市内中小企業が新たな商品や技術の開発、他業種への進出など、従来の枠にとらわれない新たな取組を積極的に展開することが重要であると考えられますので、本市においても、市内事業者さんに対する支援を積極的に行っていただきたいと考えます。

ここで4つ目の質問です。

市内事業者に対する商品開発・技術開発の促進と支援について市の考えはどのようなか、産

業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 4点目の御質問、市内事業者に対する商品開発・技術開発の支援についてお答えいたします。

市としましては、主に製造業などが行う商品開発や技術開発に係る支援については、今までも国や県の支援制度の活用を促してきたところではありますが、今後も引き続き商工会議所と連携し周知を図っていきたいと考えております。

なお、地場産業などの商品開発に係る支援については、市の助成制度がございますので、今後も積極的にその活用を促していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

商品開発・技術開発に関わる国や県の制度につきましては、金額が多いということもありまして、申請に制限が設けてあったり、書類等が複雑なこともあり、少しハードルが高いと思われる事業者さんもあるようです。まずは答弁にもいただきましたが、広く周知していただき、さらに丁寧な説明が受けられるよう、商工会議所さんと連携して活用を促してください。

また、市の助成金制度につきましては、まずは同じように広く周知していただくことと、活用しやすい制度にさせていただくことをお願いいたします。

私も市内事業者さんへのアンケート調査等により御意見をお聞きし、市の助成金制度や支援はどのようなものがよいのか今後検討して、ぜひ提案したいというふうに考えております。

本市の今後の方向性として、地域外の人材が住みやすく、地元人材が戻りやすく、子供を産み育てたいと思える環境づくりを今後さらに進めるためにも、さらなる高付加価値や主力産業であり地域資源でもある地場産業の発展を本市の発展につなげていくことが必要であると考えております。そのためにも、市内事業者さんの新商品・新製品の開発や高付加価値化、新サービスの開発や新事業・新分野への進出等に関わる取組を今後さらに積極的に支援していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、美濃市健康文化交流センターの施設利用について、2番目として、原油価格の高騰対策について、3番目として、国民健康保険税について、以上の3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、美濃市健康文化交流センターの施設利用について質問いたします。

本年9月議会に美濃市健康文化交流センターの施設利用に関わる請願が1,392筆の賛同者の下、提出されました。議会では不採択になりましたが、利用の改善に向けて議会として市

に働きかけることになりました。

その請願項目の一つとして駐車料金の問題があります。駐車料金体系の変更はできないか、この一般質問のために、担当部局と事前のヒアリングを行いました。4月から直近の月別駐車料金の収入を提出するよう求めましたが、指定管理者に詳細な報告義務は課していないということで月別・利用別駐車料金収入を私は入手できませんでした。

9月議会での小森民生部長の答弁は、4月から6月にかけて新型コロナワクチン接種のために、駐車料金として指定管理者に駐車料金として56万2,000円を支払っています。その後、7月、8月の施設利用者は5,255人、駐車場利用は5,005台で37万5,000円が指定管理者の収入になりました。この7、8月の時期はまだコロナ禍の中で観光客の方の美濃市への訪問はほとんどなく、美濃市健康文化交流センターの利用者と市が主催する行事に参加し、美濃市がこの駐車料金を支払ったと思われまます。

駐車料金の有料化については、美濃市へ観光で訪問される方の駐車料収入と施設利用の受益者負担の位置づけの下、有料化されていますが、施設の基本構想には将来のまちづくりの拠点となる施設とするとして、美濃地区内では歩いて施設にアクセスし、周辺地域の市民はデマンドタクシーなどの公共交通機関でアクセスするとしていますが、美濃市内全域の方が利用するには、やはり自家用車の利用がどうしても不可欠になります。駐車料金の支払いは、定期的に利用される方や気楽に施設を利用しようとする方にとって厳しいものになります。施設利用料金については一定の前進をいたしました、駐車料金については何ら改善が見られません。障がい者への無料駐車を含め、駐車料金体系の変更はできないのか、9月議会に引き続き再度質問をいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 健康文化交流センターの施設利用についての1点目の御質問、駐車料金体系の変更はできないかについてお答えさせていただきます。

健康文化交流センター、愛称名「みのエネプラザ」などの公共施設につきましては、その維持管理に要する経費の一部として、施設を利用される方に利用料金として御負担をいただいているところであります。

御質問にあります駐車料金につきましては、料金体系を含め、その金額は妥当であるとの御意見をいただいておりますので、現在変更については考えておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁そのものが駐車料金体系の変更はできないということで非常に残念な気持ちでいます。引き続き、この問題については市民の皆さんの意見を聞きながら市のほうに要望していきたいと考えております。

ところで、質問通告書の提出の後に、実は次のような状況が分かりました。駐車場の収容台数が超えても、入り口の料金ゲートが開いてしまうと。現在空いている駐車スペースがないにもかかわらずゲートが開くもんですから車両が進入できますよね。場合によっては、空

きのスペースまで含めて20分から30分ぐらい待たなきゃいけない。こういった状況が今生まれております。質問通告書を出していなくて申し訳ないんですが、これは提出の後だったものですから、こういった状況が分かりました。ぜひとも機器の変更、もしくは管理者にこういったものがないように、もしくはこういった場合には料金の割引も含めて検討するよう、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望です。

続きまして、設置条例で規定する加算料金はどのようなものかを質問いたします。

9月議会で、条例に違反した美濃市文化交流センターの規則を指摘し、市の条例の改正を要求しました。市の当局はその条例違反ということ認めず、市民に分かりやすいようにいたします、こういった答弁に終始しましたが、今回条例の改正提案がされました。現状の条例では、利用料金は定められた表の額を超えない範囲で市長の許可を得て定める。こう言っているのに対し、提案された条例は、施設利用者が入場料を徴収する場合は、利用料金の5割から10割の利用料金を加算する。こうなっております。規則に合わせて加算料金を追加し、条例を変えるという、こういう内容になったわけでありませう。

美濃市健康文化交流センターの利用料金などの設定には、この間、事前の説明懇談会等での内容と実際に施行される内容が市民の期待を裏切る行為が極めて多く、当局の対応は不誠実なものである、このように考えております。

そこで、変更提案される加算料金の根拠はどのようなものかお尋ねします。このセンターは、子供の居場所づくり、健康を実感できる環境づくり、高齢者の生きがいづくり、生涯学習の環境づくり、市民活動の拠点づくりとしたものでした。これらの活動での利用に関しても利用料金が加算される条例の改悪になるわけです。加算料金の5割、10割加算の根拠及び市民活動に対する市の姿勢について、どのような明確にお答えください。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 2点目の御質問、設置条例で規定する加算料金はどのようにについてお答えさせていただきます。

みのエネプラザにつきましては、建物全体の約24%が保健センターで、残りの約76%が児童ルームや多目的ホール、健康スタジオなどの多世代の方々が交流できるスペースとなっております。交流スペースのうち約27%を占める交流広場や児童ルームにつきましては、子供の居場所や高齢者の生きがいづくりの場所として市民の誰もが自由に利用できる、利用料金は無料としているところであります。

一方、交流スペースのうち約40%を占める多目的ホールや健康スタジオ、会議室などにつきましては、発表会やサークル活動、会議などで特定の団体などが利用されることから、利用料金の御負担をお願いしているところがございますが、その利用料金は低く設定しており、入場料等を徴収して利用する場合は、その収益に対する相応の負担として加算料金をお願いするものであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 今の説明ですと、いわゆる商業目的での利用と市民団体が文化活動のために行う利用も、いわゆる入場料を取る場合は全て加算料金がかかる、こういうわけですよね。これが今回の条例改正の中身になるというふうに理解せざるを得ません。美濃市健康文化交流センターがその本来の目的を十分発揮するためには、この料金加算も大きな障害となってくると思います。せめていわゆる営利目的以外の使用料については加算なく行われるよう今後も引き続き求めていきたいと思ひます。

美濃市健康文化交流センターについての質問の最後ですが、利用団体への補助金はどのようになっているのかお答えください。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 3点目の御質問、利用団体への補助金はどのようにかについてお答えさせていただきます。

みのエネプラザを利用する団体等への補助金については、みのエネプラザの窓口やホームページなどで周知をしていくところではありますが、その概要について御紹介させていただきます。

市では、現在、公益・公共的な活動を行う市民団体等に対して定額の運営補助金を交付しておりますが、みのエネプラザを利用する団体に対しては、その活動内容に応じ補助金を上乘せ等するものでございます。

具体的には、多目的ホールを使い、おおむね週1回程度、年間40回以上活動をしている場合は6万円、健康スタジオや調理室を使っている場合は3万6,000円、その他会議室なら1万円を補助金として交付するものです。活動回数がおおむね月2回程度なら補助金額は2分の1、おおむね月1回程度なら約4分の1に減額となる予定でございます。今年度につきましては、みのエネプラザの稼働状況を踏まえ、交付額を2分の1として交付する予定でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

さらなる補助金を含めて、市民が利用しやすいような、そういった形をぜひ求めていきたいと思ひます。

続きまして、2番目の大きな項目の原油価格の高騰対策について質問いたします。

総務省は、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税を講じることを決定いたしました。特別交付税措置率は2分の1で、対象者は生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、公衆浴場に対する、美濃市は公衆浴場がないもんですからあれですが、燃料費高騰分の助成、漁業者に対する高騰分の助成などです。

こういった中で、原油価格の高騰に対する、いわゆる福祉灯油の補助はできないか質問い

たします。

コロナ禍での厳しい生活が続く方や社会福祉施設での厳しい経営を原油価格高騰の中で、この冬を乗り切ろうとしている美濃市としてもこの制度を活用し、生活困難者への支援を進めるべきだと思いますが、この制度の活用はできないでしょうか。既に岐阜県下では、飛騨市、高山市がこの制度を活用し、その他8つの自治体で検討していると聞き及んでいますが、いわゆる福祉灯油の補助制度はできないかどうか質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 2つ目の御質問、原油価格の高騰に対する福祉灯油の補助はできないかについてお答えさせていただきます。

福祉灯油とは、灯油価格の高騰に対する経済的な支援として、生活困窮者などの灯油の購入に対し助成金を交付するもので、特に灯油消費量が多い寒冷地などで行われているものです。

御質問の原油価格の高騰については、国も備蓄石油を一部放出するなどの対応に当たっていますが、価格高騰の影響は灯油に限らず、ガスや電気などにも及んでおります。このため、さらなる価格高騰が続くなど市民生活に多大な影響を及ぼすようであれば、灯油だけではなくガスや電気などを含めた暖房経費への対応として検討してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 現在、ガソリン価格の高騰が一応収まったような形にはなっております。しかし、そうはいつでも灯油がいきなり下がるわけではなくて、状況としては非常に高値で止まっているというのが現在の状況であると思います。答弁の内容は、今後そういった厳しい状況が出てくれば検討をするということの答弁と伺いました。ぜひよろしく願います。

最後になりますが、国民健康保険税について質問いたします。

国保税の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が2022年、来年4月から始まります。これは未就学児童のおよそ70万人が対象になり、来年4月から施行、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で、未就学児に係る均等割保険税、いわゆる人頭税についてその5割を軽減するものとなっております。美濃市もこの制度が施行されるのに合わせて、条例改正に向けて現在準備されていると考えております。

国民健康保険税は、地方自治体ごとにその制度運用が独自に従来はされてきましたが、制度の変更により、県単位での統一された制度として現在運用されております。私たちは、この国民健康保険税について、以前から苛酷な税の徴収の一つとして均等割、いわゆる人頭税があり、収入のない家族へも税が加算されるという悪法としてこの改善を求めてまいりました。その運動の成果もあり、ようやく国は未就学児への補助を打ち出しましたが、さらなる国庫負担の抜本的改善を求めるものですが、美濃市の独自制度として、収入のない若年層への軽減補助はできないかどうか御質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 3つ目の御質問、国民健康保険税についての質問、国民健康保険税の均等割額に対して美濃市独自の軽減助成はできないかについてお答えさせていただきます。

市といたしましても、健康保険法等の改正に伴い国民健康保険税条例を改正し、未就学児の均等割保険税を5割軽減する予定であります。この軽減措置の導入に伴う軽減費用については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を公費として負担することとなりますが、この支援策を活用することで子育て世帯の経済的負担軽減が図られると考えております。

また、国民健康保険制度につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、将来的な県内の保険料水準の統一に向けて、保険料の賦課方式など、県で統一した保険料を賦課するための検討がなされているところでもありますので、国・県などの動向を注視しつつ、持続可能な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 国民健康保険税については、市独自の補助制度、独自制度としてはできない、国・県の方針の中でやっていくと、こういった答弁になりました。

原油価格の問題もそうですし、国民健康保険税でもそうなんですが、やはり市独自のこういった制度を含めて、ぜひこういったことで市民の困窮した対応がやるんだというふうなことをぜひいろんな形で見せていただきたいなというふうには思っております。そういったものが無いというわけではないんですが、特に原油価格の高騰についていえば、灯油価格の補助について国のほうが補助金を出すというようなことも言っているわけですから、こういったことも活用しながら、ぜひとも検討をしていただくよう要望いたしたいというふうに思っています。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。議事の都合により、明日から12月19日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から12月19日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月20日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後1時57分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月13日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 永 田 知 子

署 名 議 員 古 田 秀 文

令和 3 年 12 月 20 日

令和 3 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 73 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 3 議第 74 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第 75 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 76 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 77 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 78 号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 79 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 80 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 81 号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 82 号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 11 までの各事件

(追加日程)

- 議 第 83 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 議 第 84 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	島田昌紀君	総務部長	瀬瀬敬久君
民生部長 (福祉事務所長)	小森誠君	産業振興部長	永田幸泰君
建設部長	伊藤篤君	会計管理者兼 会計課長	篠田博史君
教育次長兼 教育総務課長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君	建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	西部睦人君	秘書課長	高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局次長	辻美鶴
議会事務局 議事調査係長	内藤佳奈子		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いをします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君の両君を指名いたします。

第2 議第73号から第11 議第82号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第73号から日程第11、議第82号までの10案件を一括して議題といたします。

これら10案件につきましては、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月15日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第73号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第76号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に議第77号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 須田盛也君。

○民生教育常任委員会委員長（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月16日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第73号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第74号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第75号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第78号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第79号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、市民の意向が条例に反映されていないことから、反対するとの討論がありました。採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第80号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第81号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第82号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、おはようございます。

私は、議第79号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対しての反対討論を行います。

東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点として、市の玄関口である美濃インター周辺は、区画整理事業や大型店舗の進出で変貌しつつあります。また、生活基盤の整備や福祉・教育・文化など積極的に行い、自然や人に優しいスローライフをキーワードに、小さくてもきらりと光るオンリーワンのまち、住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち、こういったことを目指し、市民協働のまちづくりを推進している美濃市であります。

こういった中で、美濃市健康文化交流センターは、子供を産み育てる環境、健康の喜びを実感できる環境、元気な高齢者を増やす環境、夢と希望を創造する環境、市民活動を育てる環境を大綱として子供の居場所づくり、健康を実感できる環境づくり、高齢者の生きがいづくり、生涯学習の環境づくり、市民活動の拠点づくりとして老朽化の著しい老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山のレクリエーション研修等を中心に市内全域のそれらの機能や付随する機能を集約し、今運営されております。

本年9月議会に、私は、美濃市健康文化交流センターの施設利用の改善を求める請願が1,392筆の賛同者をもって提出されたことに賛同いたしました。議会では不採択になりましたが、利用の改善に向けて議会として市に働きかけること、こういったことが決められました。

私は、一般質問で美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例改正、令和2年12月21日条例第35号の第13条に、交流センターの利用料金が、定められた表の額を超えない額の範囲で市長の許可を得て定めるとしているのに、規則では、美濃市規則第11号ですが、第7条に、利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、条例別表第1に掲げる利用料金に次の額を加算するとし、利用料金の5割、10割を加算するとしています。この条例35号と規則11号の整合性が取れないことへの明確な答弁が、9月議会では行われませんでした。そして、この問題は、条例で規定されているのに規則は

その範疇を超えた料金の徴収を可能にすることになるのは、やはり法令上の改正が必要と要望いたしました。

そして、その結果、今回提出された条例改正案は、規則に合わせて条例を変更する。しかも、利用料金の加算をするという、市民感情からはとても許されないような真逆の条例変更提案であります。しかも、この条例が施行される前に規則で定めた加算料金を徴収している、こういった実態も明らかになりました。営利を目的としない市民が交流・文化活動で入場料を徴収する場合も一律に加算し、参加者から料金を徴収するということが入場料に類するとされています。この条例が、豊かな人間性を生むための施設として利用されるとはとても認められない提案となっていると私は思います。

以上の内容によりまして、私は、議第79号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対して反対を表明いたします。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第73号について、各常任委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第73号は各常任委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第79号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第79号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第80号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第80号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第81号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第81号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第82号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第82号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第83号、議第84号及び市議第7号の3案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第83号、議第84号及び市議第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 議第83号、議第84号及び市議第7号の3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第83号について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第83号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、18歳以下の子供がいる世帯へ児童1人につき5万円の臨時特別給付金を給付することとしておりましたが、国が示した新たな指針に基づき、児童1人につき現金10万円を本年中に一括給付するため、追加補正をお願いするものでございます。

それでは、赤スタンプ3の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,700万円を追加し、補正後の予算の総額を103億6,318万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

3款 民生費を1億3,700万円増額し34億3,887万3,000円とするもので、子育て世帯への給付金給付事業費であります。財源は、全て国庫支出金でございます。

5ページ以降につきましては説明を省略させていただきますので、以上で議第83号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第84号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第84号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、追加議案集の7ページをお開きください。あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の1ページ、2ページを御参照ください。

今回の条例改正は、美濃市特別職報酬等審議会の答申を受けてこれを参酌し、特別職の職員の給料月額を引き下げる改正を行うものであります。

市長の給料月額につきましては「81万7,000円」を「80万円」に、副市長の給料月額につきましては「69万5,000円」を「66万5,000円」に、教育長の給料月額につきましては「57万8,000円」を「57万5,000円」にそれぞれ改正するものでございます。

附則の第1条では、施行期日を令和4年1月1日と規定し、第2条では、美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例が失効しておりますので、廃止することを規定しております。

以上で議第84号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、市議第7号について、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） それでは、市議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ5の1ページと赤スタンプ6の1ページを御覧ください。

改正の趣旨は、令和3年11月9日付美濃市特別職報酬等審議会の答申を受けて、議会の議員の報酬月額を引き下げる改正を行うものであります。

改正の内容としましては、議長の月額を現行の「39万8,000円」から「36万5,000円」に、副議長の月額を現行の「35万3,500円」から「32万5,000円」に、議員の月額を現行の「33万2,000円」から「30万円」にそれぞれ引き下げるものであります。

附則の第1条では、施行期日を令和4年1月1日としており、第2条では、平成27年に制定した特例条例は失効しておりますので、廃止することとしております。

以上で市議第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で3案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時36分までに事務局へ御提出ください。これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時36分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第83号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第83号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第84号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第84号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第7号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、市議第7号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第5回美濃市議会定例会、通称美濃和紙議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和3年度美濃市一般会計補正予算をはじめ、本日の追加議案など合計14件につきまして慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

引き続き適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましても、十分検討しながら市民の行政サービスの向上に、あるいは地域の活性化というものにつなげていくよう努めてまいります。

近々の課題としまして3回目のワクチンの接種がありますが、新しい年になりましたら市民の方々が安心をしてワクチンの接種を受けていただけるよう万全の準備態勢を整えていくこととしておりますし、ただいま議決いただきました子育て世帯、18歳未満の方に対する一時金につきましては年内に支給ということで準備を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

また、先週の金曜日でございますけれども、念願のオリンピック・パラリンピックの表彰状を選手の方々からお借りができました、まだ全部じゃありませんがお借りしまして、和紙の里会館のほうで特別展を開催しております。初めて本物を見まして、感慨深いものがあつたなあと、こんなものでございますので、来年の1月16日までやっておりますので、ぜひ議員の皆様も一度はこの美濃市の職人たちが精魂込めて作成をした表彰状を見ていただけますようお願い申し上げます。

来年はとら年ということでございますけれども、陽気をはらみ、春の胎動を助く年と言われ、厳しい冬が過ぎ、春の芽吹きが生命にあふれ、華々しさが生まれる年と言われております。コロナ禍において、昨年から各種事業やイベントが中止・延期となり、言わば厳しい冬を過ごしている時期でありますけれども、このとら年にあやかりまして華々しく、また着実に市政を進展させていく年と位置づけ、市民の皆様と一丸となって目標に向かい、俊敏に走り出していきたいと思っております。

さて、令和3年も残すところあと10日余りとなりました。議員の皆様には、この1年間市政進展のため御努力と御尽力を賜り、また御活躍を賜り、誠にありがとうございました。これから年の瀬に向け、また昨日から降った雪等で大変寒くなっております。なお一層御自愛いただきまして、健康で輝かしい新年が迎えられるよう御祈念を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、令和3年度美濃市一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

なお、本年も残すところ僅かになりました。新型コロナウイルス感染症が終息しない中、議会としては昨年に引き続き、本年も感染症対策に関する審議を行ってまいりました。

現在は、国内において感染症が減少しておりますが、世界では新たな変異株により感染が

拡大しつつあります。年末年始におきましてもマスクの着用、手洗い、手指消毒、3密を避けるなど基本的な感染予防に取り組んでいただきたいと思います。また、事故等にも十分御注意くださいますして、輝かしい新年をお迎えになるよう御祈念申し上げ、閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月20日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

署 名 議 員 辻 文 男

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第73号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第76号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第77号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和3年12月15日

総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也

美濃市議会議長 佐藤好夫様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第73号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第74号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第75号	令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議第78号	美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 7 9 号	美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 0 号	美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 1 号	美濃市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 2 号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和3年12月16日

民生教育常任委員会委員長 須 田 盛 也

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様